

第百六十六回国会 法務委員会 議 録 第十五号

平成十九年五月十一日(金曜日)
午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 七条 明君

理事 上川 陽子君 理事 倉田 雅年君
理事 武田 良太君 理事 棚橋 泰文君
理事 早川 忠孝君 理事 高山 智司君
理事 平岡 秀夫君 理事 大口 善徳君
理事 赤池 誠章君 理事 稲田 朋美君
理事 今村 雅弘君 理事 小野 次郎君
理事 近江屋信広君 理事 奥野 信亮君
理事 後藤田正純君 理事 笹川 堯君
理事 清水鴻一郎君 理事 柴山 昌彦君
理事 杉浦 正健君 理事 中森ふくよ君
理事 馬渡 龍治君 理事 牧原 秀樹君
理事 三ッ林隆志君 理事 武藤 容治君
理事 森山 眞弓君 理事 矢野 隆司君
理事 保岡 興治君 理事 柳本 卓治君
理事 山口 俊一君 理事 石関 貴史君
理事 大串 博志君 理事 河村たかし君
理事 寺田 学君 理事 中井 治君
理事 横山 北斗君 理事 神崎 武法君
理事 谷口 隆義君 理事 保坂 展人君
理事 滝 実君

議員 鈴木 宗男君
法務大臣 長勢 甚遠君
法務副大臣 水野 賢一君
法務大臣政務官 奥野 信亮君
法務大臣政務官 諸星 輝道君
最高裁判所事務総局経理局長 小池 裕君
最高裁判所事務総局刑事局長 小川 正持君
政府参考人 小林 昭彦君
(内閣官房司法制度改革推進室長)

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 荒木 二郎君
政府参考人 (警察庁刑事局長) 縄田 修君
政府参考人 (警察庁交通局長) 矢代 隆義君
政府参考人 (金融庁総務企画局審議官) 細溝 清史君
政府参考人 (法務省大臣官房長) 池上 政幸君
政府参考人 (法務省大臣官房司法法制部長) 菊池 洋一君
政府参考人 (法務省民事局長) 寺田 逸郎君
政府参考人 (法務省刑事局長) 小津 博司君
政府参考人 (法務省矯正局長) 梶木 壽君
政府参考人 (法務省人国管理局長) 稲見 敏夫君
政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 杉田 伸樹君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 村木 厚子君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 立岡 恒良君
政府参考人 (経済産業省貿易経済協力局長) 石田 徹君
政府参考人 (国土交通省自動車交通局技術安全部長) 松本 和良君
法務委員会専門員 小菅 修一君

委員の異動
五月十一日
辞任 稲田 朋美君 補欠選任 馬渡 龍治君
近江屋信広君 小野 次郎君

柳本 卓治君 中森ふくよ君
河村たかし君 寺田 学君
神崎 武法君 谷口 隆義君
同日 補欠選任 牧原 秀樹君
同日 辞任 近江屋信広君

五月十日
刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三
号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
委員長不信任動議
政府参考人出頭要求に関する件
刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三
号)(参議院送付)
裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政、国
内治安、人権擁護に関する件

〇七条委員長 これより会議を開きます。
ただいま、平岡秀夫君から、成規の賛成を得
て、委員長の不信任に関する動議が提出されてお
ります。

本動議は、私の一身上の問題でありますから、
この際、本席を理事上川陽子君に譲ることとい
します。

〔委員長退席、上川委員長代理着席〕
〇上川委員長代理 委員長の指名により、私が委
員長の職務を行います。
平岡秀夫君提出、法務委員長七条明君不信任に
関する動議を議題といたします。
提出者の趣旨弁明を許します。平岡秀夫君。
〇平岡委員 本日、私は動議を提出いたしました。
その内容は、
本委員会は、委員長七条明君を信任せず。
という動議です。
以下、その趣旨及び理由を申し述べます。
昨年十月十三日の本委員会、七条明委員長
は、「委員各位の御指導、御協力を賜りまして、
公正かつ円満な委員会の運営に努めてまいりたい
と考えているところでございます。」とあいさつを
しました。しかしながら、これから申し上げるよ
うに、その言に反する言語道断の委員会運営が行
われたのであります。

その第一は、少年法等の一部を改正する法律案
の審議に關してであります。
四月十八日水曜日に本委員会、強行採決された
少年法等の一部改正法案は、一昨年の第百六十二
回国会で提出され廃案となり、昨年の第百六十四
回国会で再提出された後、第百六十五回国会で本
会議での趣旨説明が行われ、今国会に審議継続さ
れていたものでございます。このような経緯から
明らかなように、本法案は、少年問題への対処の
あり方をめぐって慎重審議が望まれていたものと
いうことは言うまでもありません。
簡単に審議経過について振り返ってみますと、
三月二十三日金曜日に提案理由説明が行われまし
た。三月二十八日水曜日に六時間の質疑が行われ
、統一地方選挙前半明けの四月十日火曜日には
二時間半の質疑が行われ、さらに翌日の水曜日、
栃木県の喜連川少年院、国立きぬ川学院、栃木県

中央児童相談所において視察が行われ、十三日金曜日には四人の参考人に対する質疑、それから厚生労働委員会との連合審査、ここまでは、与野党間の協議に基づき真摯な審議、公正かつ円満な委員会運営が行われていたと私も評価をするところでありました。しかしながら、急転直下、四月十八日水曜日には、委員長職権により委員会が開催され、強行採決が行われたのであります。

非常に重要な法案であるにもかかわらず、審議時間の実績は、参考人質疑を含めてもわずか十六時間四十六分でありました。二〇〇〇年、第百五十回国会で行われた前回の少年法改正でも、審議時間は二十五時間四十五分が使われているという状況に比べてみて、極めて少なくなっているという状況であります。

しかも、与党修正案が野党に提示されたのは委員長職権による委員会開会があった当日の開会三時間前。与党修正案に対する審議も野党わずか二時間。与党修正案に関する質疑に対する答弁も、とても納得のいくものではありませんでした。

その当時を振り返ってみますと、与野党間の修正協議はまだ始まったばかりでありました。我々は、四月十一日に民主党修正案の骨子を提示し、参考人質疑、連合審査会の終了時点でありました四月十三日に民主党修正案を提出するなど、真摯な修正協議を目指していたところでありました。

にもかかわらず、与党は、十七日火曜日夜刻、一時間半程度の協議に応じただけで、一方的に自分たちの見解を提示し、これ以上の修正協議は行わないと通告してきたが、我々は、修正協議は始まったばかりであり、問題の重要性にかんがみ修正協議を継続すべきであると強く要請したところでありました。

そのような状況の中で、採決をちらつかせての委員長職権による委員会開会、そして、開会後は一方的な質疑打ち切りの動議の採決を強行し、さらに法案の採決を強行したのであります。これらのことは、委員長が委員長就任に当たり言明していた、公正かつ円満な委員会の運営に努めるとい

う言葉に全く反するものであります。

以上のような委員会運営については、国民からも多くの疑問の声が上がっておりますし、安倍政権批判意欲を持たない新聞を除く新聞各紙も次のような論評をしております。

すなわち、四月二十日毎日新聞の社説では、遺憾なのは、子供の将来を左右する重要法案なのに審議が拙速と映ることだ。法務委員会で与党側が修正案の審議を一日で打ち切り、採決を強行したことは、禍根を残したと言わざるを得ない。参院では与野党が実りある議論を尽くし、少年の人權に配慮した改正法に修正することを期待したい。同日の毎日新聞の「余録」でも、論議すべきことはあるのだから与党側も採決を強行せず、もっと悩んでほしかった。

四月十九日付の北海道新聞の社説では、少年法は二〇〇〇年に、刑事罰に問う年齢を十六歳から十四歳以上に引き下げるなどの大改正をした。その効果が確かめられていない中で、与党が野党の反対を押し切って採決した。進め方が強引ではないか。民主党の案は練られた案だが、与党は耳をかさなかった。もっと協議してもよかった。政府・与党は、厳罰化さえすれば問題が解決すると考えていないだろうか。法改正を急ぐ必要はない。

四月二十日付の神戸新聞社説でも、改正案が衆院を通過したが、なお議論すべき点は多い。まず必要なのは、安倍首相が言うような法改正のスピード感ではないだろう。幅広い議論や実践を踏まえ、更生の仕組みをじっくり再構築することである。

四月二十日付の西日本新聞でも、与党側は野党側のこうした修正協議続行要求を振り切る形で与党修正案の衆院通過を図った。実態を追って少年法の対象を急激に低年齢化させることが果たしているかどうか、なお疑問が残っている。参院では、さらに改正案の修正について議論を尽くすべきだ。

四月二十日付の中国新聞の社説でも、前日の法

務委員会では与野党の修正協議を打ち切って可決した。本日に犯罪抑止につながるのかといった異論もあるのに、そんなに急ぐ必要があるのか。参院ではもっと慎重に議論してほしい。

五月四日付の朝日新聞社説でも、参院では、児童相談所や少年院など現場の声を十分聞いた上で、議論を尽くしてもらいたい。

このように、多くの社説が参議院での議論に期待しているということについては、極めて残念であり、嘆かわしいことでもあります。本院及び本委員会の権威と信頼を失わせるような事態を招いた委員長の責任は、極めて大きいと考えます。

その第二は、更生保護法案の審議に関してであります。

四月十八日の少年法の一部改正法案についての強行採決のほとりがいまだ冷めやらぬ中、今度は、更生保護法案について、与野党理事間の協議が調わないうちに、委員長は、同月二十五日水曜日、職権で委員会を開催し、審議入りを強行いたしました。

また、その日の委員長職権による委員会日程立ては、法案の提案理由説明聴取の当日には法案に対する質疑、特に野党質疑は行わないとする慣行をも無視して、野党質疑の実施を強制しようとするものであります。

さらに、その日には、野党議員不在のまま、参考人質疑について、与党単独で委員長一任の採決をとり、野党の意見を聞くこともなく参考人の選考を一方的に行なった上で、委員長は、またしても、職権で、四月二十七日金曜日の参考人質疑の委員会開催を強行しました。そのため、二十七日金曜日の参考人質疑のための委員会では、野党が出席できない状況のもとで強行開催されるという、私もいまだかつて経験したことのない極めて異常な事態となつてしまいました。

二十七日当日は、与党が、数時間の質疑の後、質疑終了と採決を強行する姿勢を見せ、それに対し野党が猛烈に反対していたにもかかわらず、委員長は、委員会の続行を強行いたしました。

事態の重要性にかんがみ、やむなく出席せざるを得なかった野党議員が、質疑において、委員長に対し、なぜこの更生保護法案の審議をこんなふうに職権というところで急いでやるのかお答えいだきたいと質問しても、明確な答弁はせず、さらに、本日の質疑が終わるあたりに質疑打ち切りと採決の動議が出たらどうされるかと質問しても、コメントを差し控えたという、委員長として全く無責任きわまりない答弁を行い、委員会における異常な事態を收拾することを試みようとしませんでした。

結局、更生保護法案は、新法制定の法案としては極めて異常な、わずか四時間しか質疑されてい

ない状況で強行採決が行われるという事態に至ってしまったわけでありました。

このように、一方的な質疑打ち切りの動議の強行採決、法案の強行採決が前の週に引き続いて繰り返されたことは、権威ある委員長としての公正かつ円満な委員会の運営に努めるとの発言を全く食言におとしめるものと言わざるを得ません。

この際、与党議員から、この不信任決議案への反対討論の中で、野党議員は審議拒否をしてけし

からめという主張がなされると予想されるので、あらかじめ反論しておきたいと思ひます。それは、最大の審議拒否をしているのは政府・与党であるということでもあります。

野党は、国会や委員会でも多数を握った与党が法案審議をやると言えば、どんなに問題がある法案でも、どんなに反対の法案でも、どんなに検討が不十分な状況にある法案でも、審議の場に引きずり込まれることとなります。そのため、場合によつては、強引な委員会運営に抗議して、審議の場に出られなくなることもあります。

しかしながら、政府・与党は、気に入らない法案ならば法案そのものを提出しないとか、野党提出の法案は審議入りさせないとかといったような形で、審議することを拒否しているのではありません。例えば、この法務委員会に関係する例を挙げれば、気に入らない法案を提出しないという例とし

て

て、人権擁護法案があります。人権擁護法案は、二〇〇二年の百五十四回国会に政府が一たん国会に提出したものの、二〇〇三年に衆議院解散に伴い廃案となり、その後は、二〇〇五年に当時の安倍幹事長代理、現在の総理大臣でありますけれども、この安倍幹事長代理が、いかげんな形で国会に提出し、成立させてはならないといったような発言をし、それ以来、野党が早期提出を促しても、政府・与党は法案の提出すら行っていないという状況にあるわけです。独立性の高い人権委員会の設置は、国際的にも要請されているにもかかわらずであります。

また、野党提出の法案は審議入りさせないという例として、民主党が昨年の百六十四回国会に提出して継続審議扱いとなっている、捜査の可視化のための刑事訴訟法の改正法案や、夫婦選択的別姓制度あるいは再婚待機期間短縮のための民法の改正法案があります。これらの法案は、長期間たなざらしにされたまま、全く審議の目途すら立っておりません。

このような事例に見られるように、最大の審議拒否をしているのは政府・与党であるということ、私はここで皆さんにお訴え申し上げたいと思います。

以上のような事態をもたらした七条委員長は、法務委員長として、その職務を遂行することは不適格であると判断した次第であり、我々は七条明委員長を信任することはできません。

これが、本決議案を提出する理由であります。委員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。趣旨の説明とさせていただきます。

○上川委員長代理 これにて趣旨弁明は終わりました。

これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、順次これを許します。武田良太郎。

○武田委員 武田良太郎でございます。
私は、ただいま議題となりました平岡秀夫君提

出の法務委員長七条明君不信任に関する動議に対し、自由民主党を代表して、断固反対の討論を行うものであります。

国会の本委員会には、継続審査とされた法案も含めて、多くの重要な法案の審査を行わなければならない状況にあります。国民の負託に誠実にこたえ、これらの法案について審査を進めることは、我々国会議員に課された責務であると考えております。

四月十八日に本委員会において修正議決された少年法等の一部を改正する法律案は、近年、少年人口に占める刑法犯の検挙人員の割合が増加し、強盗等の凶悪犯の検挙人員が高水準で推移している上、いわゆる触法少年による凶悪重大な事件も発生しており、このような深刻な少年非行の現状に適切に対処するため、不可欠なものであります。

この法律案につきましては、第百六十四回国会から継続審査となっていたものであります。少年院、児童自立支援施設等の視察、参考人からの意見聴取、厚生労働委員会との連合審査も行い、慎重に審議するとともに、委員会審議により明らかにしました政府原案の問題点を解決するため、与野党間において修正協議を行いました。

最終的には、四月十三日、民主党・無所属クラブから修正案が提出され、四月十八日、自由民主党及び公明党の共同提案に係る修正案が提出され、政府原案及び修正案について質疑が行われたところであります。これにより約十七時間に及ぶ審議が行われたことになり、十分議論が尽くされたと考えております。

したがって、委員長が、質疑終局動議を受けて、本委員会において政府原案及び修正案に対し採決を行ったことは、極めて妥当な措置であります。

また、四月二十七日に本委員会において議決された更生保護法案は、社会及び犯罪の情勢が変化する中、更生保護の機能を充実強化するもので、極めて重要な法律案であります。

民主党・無所属クラブは、この法律案の委員会審議に当たり、本委員会における少年法改正案の採決や憲法調査特別委員会におけるいわゆる国民投票法案の採決を理由に、新たな日程協議には応じられないとの不当な主張を繰り返したのであります。そして、野党は、四月二十五日の質疑、四月二十七日の参考人質疑を欠席するという無責任な行動をとったのであります。このような不当な審議引き延ばしの戦術に対し、委員長が、毅然とした態度をとり、爾々と法案審査を進め、質疑終局動議を受けて採決を行ったことは、極めて妥当な措置であります。

野党は、委員会での更生保護法案の採決に抗議をしておきながら、本会議においては法案に賛成しております。このような理解しがたい無責任な行動こそ、責任政党としての意思決定に大きな問題があるとして批判されるべきものであります。

国民の負託にこたえるため、議院から付託された法案の審査することは委員会の重要な任務であります。また、その法案の審査を進めることは委員長の重要な責務であります。

したがって、今回の委員長がとられた少年法改正案及び更生保護法案の審査と採決のための一連の措置は当然のことです。

他の委員会がおおむね円満に運営されている中で、本委員会においては、自己の主張以外はとしたりがらない硬直的な野党の姿勢こそが委員会の円満な運営を阻害する大きな要因となっているものと考えます。

それにもかかわらず、民主党・無所属クラブ及び社会民主党・市民連合は、不当にも委員長の委員会の運営について異議を唱えているのであります。公正中立で円満な運営をされてきた七条委員長に対して不信任動議を突きつけるなどということは、許しがたい暴挙であります。

私は、このような理不尽な不信任動議は断固否決されるべきであると考えております。

ここに、正義と良心をもって国民の負託にこたえんとする委員各位とともに、委員長不信任動議

に反対の意見を表明し、私の反対討論といたします。(拍手)

○上川委員長代理 次に、横山北斗君。
○横山委員 民主党・無所属クラブの横山北斗でございます。

私は、ただいま議題となりました法務委員長七条明君不信任動議について、賛成の立場から討論をいたします。

去る四月十八日以来、七条明委員長の職権乱発によって、少年法等の一部を改正する法律案と更生保護法案が相次いで与党単独により強行採決されるという異常な事態が生まれております。七条委員長は委員会の運営は、公正かつ円満な委員会の運営に努めるという就任時の公約とは異なるものと言わざるを得ません。

そもそも、政府提出の少年法等改正案は、少年事件厳罰化の流れを一層推進しようとするものであり、これまでの少年法のあり方を根底から揺るがす重要な問題を含んでいます。

このため、民主党は、慎重審議と修正協議の継続を求めてきました。しかも今回は、与党も政府案の問題点を認め、民主党の修正提案を一部取り入れて修正案を出しました。もう少し時間をかけて審議と修正協議を続けられれば、政府案の問題点をさらに明らかにし、より抜本的な修正への道も開けたものと思われまします。

強行採決の後、委員会運営の正常化への努力の一環として行われた補充質疑の中で、少年院に小学生を収容した場合の学習環境の保障などをめぐって、政府の対応方針の不備が次々と明らかにされ、答弁がしばしば中断する状況も見られました。参議院に送付する前によりよい法律をつくるという努力を衆議院は怠ったということになるのではないのでしょうか。

さらに驚くべきは、補充質疑などを通じて何とか委員会運営を正常化しようと努力しているまさにそのときに、七条委員長はさらに職権を乱発し、更生保護法案の審議入りを強行したということです。

更生保護法案については、民主党としても、多少問題点はあるものの最後は賛成すべきものとの認識を持っておりました。七条委員長がみずからの非を認めさえすれば、その後の日程協議には応じるつもりでいたところ、再び戦線で次々に委員会日程を決め、最後は、定例日は委員会を開くのが前提で、審議拒否をすることの方がおかしいと述べられたのです。

戦線で委員会を開催したり、強行採決をせざるを得ないと思うこともたまにはあるでしょう。しかし、そこで一たん立ちどまって、何とか正常化を図ろうと努力することが議会の良識と考えます。今回の更生保護法案のように、強行採決直後、再びの戦線開催、しかも、提案理由説明から採決に至るすべての日程が戦線で決められたというような例は近年ほかにあったでしょうか。

七条委員長は、故河本敏夫先生や故三木武夫元総理を尊敬し、良識のある政治、バランスのとれた政治をモットーとされているとのことです。しかし、このたびの振る舞いは、良識やバランスのとれた委員会運営であると言ふことはできないと思います。

ここに、法務委員長七条明君不信任動議に賛成することを重ねて表明し、私の討論といたします。(拍手)

○上川委員長代理 次は、大口善徳君。

○大口委員 私は、ただいま議題となりました平岡秀夫君提出の法務委員長七条明君不信任に関する動議に対し、公明党を代表して、断固反対の討論を行うものであります。

野党は、七条委員長に対して不信任動議を提出した主な理由として、少年法改正案及び更生保護法案の強行採決を挙げております。しかし、この主張には全く理由がありません。

両法律案は、いずれも国民にとって重要な法案であります。

少年法改正案は、近年、少年人口比の刑法犯の検挙人員の割合が増加し、強盗等の凶悪犯の検挙人員が高い水準で推移している上、社会に大きな

衝撃を与える、いわゆる触法少年による凶悪重大な事件も発生しており、このような深刻な少年非行の現状に適切に対処するための法律案であります。

また、更生保護法案は、社会及び犯罪の情勢が変化する中、更生保護現場の声を反映させ、更生保護の機能を充実強化する法律案であります。

これらの法律案を審査することは、我々国会議員の使命であります。

少年法改正案については、少年院、児童自立支援施設等の視察、参考人からの意見聴取、厚生労働委員会との連合審査も行い、慎重に審議するとともに、委員会審議により明らかになりました政府原案の問題点を解決するため、与野党間において修正協議が行われました。残念ながら与野党間の修正協議は調いませんでしたが、与野党は、立法院の見識として、委員会審議の結果を反映した、虞犯少年に係る事件の調査に関する規定の削除、国選付添人の選任の失効に関する規定の削除、少年院収容年齢の下限の設定等の大幅修正を行いました。

更生保護法案につきましても、参考人の意見聴取をするなど、慎重な審査を行っております。特に、更生保護の現場の最前線で苦勞されている保護司を代表する参考人からは、法律案に対する強い期待が表明されました。

両法律案の審査においては、野党にも十分に配慮して審査の日程を組んでおります。

しかしながら、野党は、少年法改正案について、約十七時間に及ぶ審議が行われているにもかかわらず採決に反対し、また、更生保護法案についても、法律案の内容に賛成であるにもかかわらず採決に反対したのであります。

採決を先送りするという野党の要求を受け入れるのは、いたずらに法律案の成立をおくらせるものであり、国民の負託にこたえる国会議員の職責を放棄するものであります。このような党利党略による審議の引き延ばしは、国民の支持が得られるものとは到底考えられません。

特に、民主党・無所属クラブは、憲法調査特別委員会におけるいわゆる国民投票法案の採決を理由に、新たな日程協議には応じられないという、他の委員会の運営を理由にする理不尽な主張であります。

公明党としても、円満な委員会運営を目指して、十分協議するという姿勢を一貫してとってまいりました。しかし、野党は、日程協議を真摯に行おうとせず、時間だけが無駄に費やされる結果となりました。

このような状況の中で、それぞれの法律案の審査において、質疑終局動議が提出されたのは当然のことです。この動議を受けて、七条委員長が両法律案について採決を行ったことは、極めて当然のことであり、何ら批判に値するものではありません。

民主党・無所属クラブ及び社会民主党・市民連合は、不当にも委員長に委員会運営に異議を唱えて、七条委員長に対する不信任動議を突きつけたのであります。

七条委員長は、常に委員会の公平中立で円満な運営を心がけ、与野党間の話し合いによる解決を目指して、忍耐強く意見調整を行ってきたのであります。このような良識的な委員長に対する不信任動議は、議会人としての良識に反するものであり、断固否決されるべきものであると考えます。

ここに、政治家としての良心に従い、国民の負託に真摯にこたえようとする委員各位とともに、七条委員長不信任動議に反対の意見を表明し、私の反対討論といたします。(拍手)

○上川委員長代理 次は、保坂展人君。

○保坂展人委員 社会民主党の保坂展人です。七条明法務委員長に対して、平岡秀夫君から提出された委員長不信任動議に賛成の討論を行います。

私が当法務委員会に参加をいたしましたのが一九九六年、時として激しい議論があったものの、日程協議等については穏やかに行われる、これが

常でした。

この委員会で体験した……(発言する者あり)ちよつと待つて、不正常事態は、九九年の盗聴法をめぐる与野党対立でしたが、当時の杉浦法務委員長は、日程設定に対して、私たち野党は、厳重に抗議し、委員会、本会議採決を欠席したという経緯がございます。

しかし、このときの法務委員会の状況は、何度となく理事会、理事懇を開催し、徹底的な議論を交わす中で……(発言する者あり)よく聞いてください、次第に対立の根が深くなってきたもので、いきなり衝突したり燃え上がった、こういうものでは全くない。

また、与党理事の皆さん、与党の皆さんに、歴史的事実として……(発言する者あり)よろしいですか、二〇〇三年の刑務所問題の解明に果たした当法務委員会の役割について触れておきたいと思ひます。

受刑者の死亡記録というものは、こういう法務官僚の虚偽の報告について、実はファイルがあったということが判明してから、与野党ともに実態解明に乗り出し、千五百人分の死亡帳等が提出をされ、行刑のあり方について徹底的な議論が行われました。

ここに記録を持ってきましたが、今から四年前の通常国会における法務委員会では、三十四回の委員会が開催された中で、実に十七回の一般質疑が集中して行われた。そして、この法務委員会における、行政を監督し、そして国政調査権をフルに発揮する、そういう役割をきっちり果たした時期があったということを申し上げておきたいと思ひます。

しかし、当時に比べ、現在の法務委員会のあり方は大変不正常なものになっている。少年法については法務委員会らしい審議が行われてきたことは、私から見ても間違いありません。しかし、初めに採決ありきで、その採決の日程をめぐって強行されたということは、異常に尽きることであります。

そして、先ほどから与党から出ています、野党も含めて賛成、全会一致でした、更生保護法案。我々は、この更生保護法について、しっかりと議論をして、修正すべきところは修正して、法務委員会らしい議論をするべきだと思ってきましたが、先週、連休前の時点で採決をどうしてもしなければいけない事情がどうしてあったのか。この議論を尽くして、今週採決を正常にするということ、全く問題なかったんじゃないかというふうに思います。

委員会の多数を占める与党の皆さんに特に申し上げたい。短くスピーディーな審議の究極の形は、審議省略ですよ。全くやらない。こういうふうによれば、あらゆる法案はすぐ通過していきます。与党理事の中には、次世代のリーダーとして、改革の旗を振っていらつしやる将来有望な方々がいらつしやいます。よもや強行採決の連続の強硬路線が改革の姿だと勘違いしているのではないかと懸念します。

性格温厚にして冷静、公平な運営を進めようと苦悩されてきた七条明委員長には……(発言する者あり)私は苦勞されてきたと思いますよ。しかし、最後に委員長判断でブレーキを踏むべきだったと、本心に惜しまれてなりません。

以上の理由をもって、法務委員長七条明君信任の動議に賛成の討論といたします。(拍手)
○上川委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○上川委員長代理 起立少数。よって、本動議は否決されました。

委員長の復席をお願いいたします。(拍手)
(上川委員長代理退席、委員長着席)
○七条委員長 ただいま委員各位から信任いただき、まことにありがとうございます。

○七条委員長 内閣提出、参議院送付、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。長勢法務大臣。

刑法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○長勢国務大臣 刑法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。
近時の自動車運転による死傷事故には、飲酒運転中などの悪質かつ危険な運転行為によるものや、多数の死傷者が出るなどの重大な結果を生ずるものが少なくならず発生しており、そのような死傷事故に対する業務上過失致死傷罪による処罰について、量刑や法定刑が国民の規範意識に合致しないとして、罰則の整備を求める御意見が見られるようになっております。

また、平成十四年以降の自動車運転による業務上過失致死傷罪の科刑状況を見ると、法定刑や処断刑の上限近くで量刑される事案が増加しており、特に飲酒運転等の悪質かつ危険な自動車運転により重大な結果が生じた事案等において、事案の実態に即した適正な科刑を実現することを可能とする必要があります。

さらに、国会におきまして、平成十三年に成立した刑法の一部を改正する法律に關し、衆議院及び参議院の各法務委員会においてそれぞれ附帯決議がなされ、自動二輪車の運転者を危険運転致死傷罪の対象とする必要性につき、今後の事故の実態を踏まえ引き続き検討することが求められましたが、近時、二輪車による悪質かつ危険な運転行為による死傷事故が少なからず発生しております。

そこで、この法律案は、このような状況を踏まえ、自動車運転による死傷事故に對し、事案の実態に即した適正な科刑を行うため、刑法を改正し、所要の法整備を行うものとするものであります。この法律案の要点を申し上げます。

第一は、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者を七年以下の懲役もしくは禁錮または百万円以下の罰金に処する旨の処罰規定を設けるものであります。

第二は、現行の刑法第二百八条の二において、四輪以上の自動車とされている危険運転致死傷罪の対象を自動車と改めることにより、二輪車もその対象に含めるものであります。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。
何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○七条委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○七条委員長 この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官荒木二郎君、警察庁交通局長矢代隆義君、法務省刑事局長小津博司君、法務省矯正局長梶木壽君、国土交通省自動車交通局技術安全部長松本和良君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○七条委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○七条委員長 次に、お諮りいたします。
本日、最高裁判所事務総局小川刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○七条委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○七条委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大口善徳君。

○大口委員 公明党の大口でございます。

質問に入らせていただきます。
近時、飲酒運転等による悪質かつ危険な自動車運転により重大な死傷事故が発生していることは記憶に新しいところであります。

具体的には、例えば平成十八年八月に福岡市で発生した、飲酒運転中、時速八十キロ以上の高速で追突して、母親の懸命の救出努力にもかかわらず、幼児三名が犠牲になった事件でございます。これは危険運転致死傷罪などで起訴されました。平成十八年九月に埼玉県川口市において、カセットテープレコーダーを操作中、歩道のない細い生活道路を通行していた保育園児の列にライトバンで突っ込み、三歳から五歳の園児四名を死亡させ、十七名を負傷させた事件、これは業務上過失致死傷罪、さいたま地裁で懲役五年の判決になっておるわけでございます。

このように、非常に痛ましい人身事故が起こっておるわけでございます。

そこで、まず、お伺いしたいと思います。
検察に送致された自動車による人身事故の処理状況について、現状では、起訴されるのは一〇%未満、起訴されてもその九〇%以上は略式起訴の罰金刑で終わっている、こういう指摘があります。が、このような指摘は事実か、法務省、お願いします。

○小津政府参考人 お答え申し上げます。
統計によりますと、平成十八年における自動車による業務上過失致死傷罪の通常受理人員に対する起訴率は九・九七九%でございます。その起訴した者のうち略式請求は九〇・八四三%となっております。平成十四年から十七年までを見てみましても、ほぼ同じような割合で推移しているという実情でございます。

○大口委員 また、最近における自動車による人身事故に関する検察審査会への不服申し立て件数の推移はどうでしょうか、最高裁。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。
平成十四年から平成十八年の五年間におけます

業務上過失致死傷罪の申し立て件数についてでございますが、平成十四年は四百三十三件、平成十五年は四百五十三件、平成十六年は五百四十五件、平成十七年は四百一十一件、平成十八年は四百三十五件でございます。

○大口委員 このように、起訴される割合が低かったり、起訴されてもほとんどが略式請求で終わっている実情の中で、檢察審査会における不服申し立て件数が四百から五百で推移している、こういうことについて、法務大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○長勢国務大臣 いわゆる交通事故と言われるものには、傷害の程度が軽微で、特段悪質でもない、また、被害者の方も特に処罰は望まないというケースもありますし、また、一方、重大あるいは悪質というものが当然あるわけでございまして、さまざまなものがあると思います。

警察としては、法と証拠に基づいて、事案の内容に応じた適正な処分をするように努めておるといふふうに思っております。今先生のお話もありましたが、一層事案に即した適正な処分を行うように努力していきたいと思えます。

○大口委員 報道等によりますと、本来からいえば起訴すべき、あるいは本来からいえば公判請求すべき、こういうことに対して十分でない、こういう声もあります。ここは、証拠等の制約もありますので、適正に処理していただきたい、こういうふうに思います。

そして、平成十三年の改正で、危険運転致死傷罪が改正されて施行されているわけでございますが、この危険運転致死傷罪における検挙数及び起訴件数が少ないと言われております。その統計数値はどうなっているのか。そしてまた、平成十四年以降の危険運転致死傷罪に関する檢察審査会への不服申し立て件数の推移はどうか。これは警察、法務、最高裁、お伺いしたいと思います。

○矢代政府参考人 申し上げます。

警察におきまして最終的に危険運転致死傷罪として立件しました事案の件数ですが、平成十四年

中が三百二十二件でございます。以下、平成十五年が三百八件、平成十六年二百七十件、平成十七年二百七十九件、平成十八年三百七十九件でございます。

○小津政府参考人 檢察庁における処理の状況でございますが、平成十四年から平成十八年の危険運転致死傷罪による起訴件数でございます。平成十四年が三百一十一人、平成十五年が三百三十二人、平成十六年が三百六十六人、平成十七年が三百二人、平成十八年が三百七十六人となっております。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

平成十四年以降の危険運転致死傷罪に関する檢察審査会への不服申し立ての件数でございますが、これは最高裁で把握している限りでは三件でございます。

○大口委員 これも、例えば八十五万件の人身事故の中で、この検挙件数や起訴件数が実態より少ないのではないかと、こういう指摘もございまして、この危険運転致死傷罪について、警察庁、そしてまた法務大臣に、どのような対応をされているのか、お伺いしたいと思います。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

警察でございますが、警察では、交通事故、危険運転致死傷罪が成立する可能性がある事案につきましましては、極力危険運転致死傷罪の立件を念頭に捜査を尽くしまして、事実関係を詳細に確認するようにしております。その結果が先ほど申し上げましたような数字になっておるわけでございます。危険運転致死傷罪が悪質、危険な運転行為によって人を死傷させた者に対する嚴重な処罰を求める国民の声を踏まえて創設されたものであることを強く認識した捜査を行っているところでございます。

○長勢国務大臣 危険運転致死傷罪を適用すべき事案については、当然その努力をしなきゃならぬと思えます。しかし、公判を維持していくということもあるわけでありまして、そのための証拠

をきちんと整理するということが必要れば起訴ということとはなかなかしにくいという実情もあるわけでございますので、できる限り、鋭意証拠収集に努めて、厳正な事件処理、必要なものについては確実に起訴できるように努力をしていきたいと思っております。

なお、受理をした件数の中には、危険運転致死傷罪でない形のものもあるわけですが、その後も警察と一緒に協力をし、証拠収集に努めて、致死傷罪でないものも致死傷罪で起訴するというケースもあるというふうに理解をしております。

○大口委員 認定がえをして危険致死傷罪でやるという場合もあるということですね。

檢察審査会の不服審査件数は、最高裁の把握している限りは三件ということで、少ないのかなというところでございます。一般の被害者の方の不満がないよう、厳正な対処をお願いしたいと思えます。

川口市の園児の死傷事故について、第一審のさいたま地裁の裁判長が判決理由の中で、異例のことですけれども、現行法の問題点として、多数が死亡するなど、過失や結果が重大なケースでは、業務上過失致死傷罪の法定刑の上限である懲役五年では罪を十分に評価できない状況にある、こう指摘しているわけですね。そういうこともあって、今回、それこそ法務省、警察庁においてスピーディーに対応し、法制審議会も精力的に開かれた結果、この法案がそれぞれ提出されたと思えます。

このような悪質、重大な死傷事故に厳正に対処する方法として、一つは、危険運転致死傷罪の構成要件の緩和があります。もう一つは、業務上過失致死傷罪全体の法定刑の引き上げという方法も考えられるわけでございますけれども、これらの方法をとらないで、自動車運転過失致死傷罪という新しい類型の罪を新設した、こういう方法をとった理由についてお伺いしたいと思います。

○小津政府参考人 まず、危険運転致死傷罪の構成要件の緩和という方法をとらなかったことについてでございます。

危険運転致死傷罪は、故意に危険な自動車の運転行為を行い、その結果人を死傷させた者を、暴行により人を死傷させた者に準じて処罰しようとするものでございまして、暴行の結果加重犯である傷害罪、傷害致死罪に類似した犯罪類型でございます。したがって、危険運転致死傷罪に掲げられている危険運転行為は、悪質、危険な自動車運転行為のうち重大な死傷事犯となる危険が類型的に極めて高い運転行為であって、暴行の結果加重犯である傷害、傷害致死に準じた重い法定刑により処罰すべきものと認められる類型に限定されているわけでございます。そのような同罪の罪質、法定刑等からいいますと、その適用範囲となる行為を広げることには慎重な検討が必要であると考えたものでございます。

次に、業務上過失致死傷罪全体の法定刑を引き上げる方法をとらなかったことについてでございます。

業務上過失致死傷罪が適用される事案のうち飲酒運転中の死傷事故を初めとする悪質な自動車運転による過失致死傷事犯については、その量刑や法定刑が国民の規範意識に合致しないとして、罰則の強化を求める意見が見られるようになっておりますし、また、法定刑や処断刑の上限近くで量刑される事案が増加しているわけでございますけれども、自動車運転以外の業務上過失致死傷事犯については同様の状況は認められないのではないかと認識しているわけでございます。

さらに、自動車をほかの車両、歩行者等が往來する道路等で運転するということは、自動車の性状、形状等からいいますと、業務上過失致死傷罪が適用される業務の中でも人の生命身体を侵害する危険性が典型的に高い、また、自動車運転による過失致死傷事犯は、その発生を防止するためには基本的に運転者個人の注意力に依存するところが大い、このようなことから、自動車の運転者には特に重い注意義務が課されているというこ

とができるのではないかと考えたわけでございます。

このようなことから、自動車運転による過失致死傷事犯についてだけこれを取り出して、罰則を強化することにしたという次第でございます。

○大口委員 今回、自動車運転過失致死傷罪の新設を含む刑法の改正案、そして、道交法の改正案が出されて、これらの法整備によって、例えば、自動車運転過失致死傷罪の上限は、懲役、禁錮七年、従来適用されていた業務過失致死傷罪の二年上回る、道交法改正と併合罪加重すると、酒酔いによる人身事故の上限は七年六月から十年六月に、酒気帯びによるものは六年から十年に、救護義務違反、ひき逃げを伴うものは七年六月から十五年に引き上げられる。危険運転致死は二十年、危険運転致死傷は十五年が上限であるわけでございますけれども、こういう形でその整備をされているわけですね。

そこで、これは交通事故被害者の方々から、自動車運転過失致死傷罪の法定刑の上限を十年あるいは十五年にすべきである、あるいは、いわゆる逃げ得等の悪質な交通事故については故意犯と位置づけ根絶すべきである、こういう御意見が出されたり、飲酒運転による事故の防止なども世間の声として強くあるわけでございますけれども、このような声にこたえたことになるのか、法務大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○長勢国務大臣 交通事故の被害者の方々あるいは遺族の方々には、それぞれいろいろな御意見がある、やはり厳しくやつてもらいたいという強い御意向もあるわけでございます。したがって、今先生おっしゃったように、もともとつきつい刑にしたらいけないんじゃないかという御意見もあることも承知をいたしております。

また、日本の法体系の中で、どういうふうにするかというところは、関係者それぞれ御苦勞されてこの成案に至ったわけでございますが、やはり、日本において、刑法は過失犯と故意犯というものを峻別しておる中でございますので、過失につい

て処罰する場合においても、その法定刑に相応の差異を設けているわけであります。本罪が、自動車運転による多くの国民のだれもが日常生活の過程で犯す可能性のある犯罪であるということを考慮いたしますと、余りに重くするというふうなことも慎重な検討が必要であるというふうなままに考えるわけでございます。

また、自動車運転による過失致死傷事犯、今回、法案を出させていただいているわけでございますが、それ以外の業務上過失致死傷罪というのは依然として五年でありますけれども、この中には非常に悪質、重大というようなものもあるわけでありまして、こういうものとの均衡というものも考えていかなければならない、このようなことから、今回、七年以下ということ御提案を申し上げているわけでありまして、今先生も御指摘のように、併合罪等々考えますと、それなりに厳しい形で対応できるのではないかとこのように考えております。

○大口委員 次に、現行刑法第二百一十二条第二項に、「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる」という裁量的免除規定があるわけですね。平成十四年以降、この裁量的免除規定によって免除された件数はどの程度あるのか、最高裁にお伺いしたいと思います。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。最高裁で把握しております限りでは、平成十四年から平成十八年までの間に、罪名が業務上過失致死傷罪で刑の免除がなされた事件は二件でございます。

○大口委員 わずか二件ということでございます。そこで、被害者の方々から、これは削除すべきである、そういう意見が述べられておりますが、今回は改正案第二百一十二条二項ただし書きで、この裁量的免除規定を存続させております。その理由について、お伺いしたいと思います。

○小津政府参考人 現行刑法第二百一十二条二項の刑

の裁量的免除規定は、自動車運転による過失傷害事犯の中には、軽傷で情状もよく、明らかに刑の言い渡しを要しない軽微なものが少なくないことを踏まえまして、そのような軽微な事案については法律上刑の言い渡しをしないことができることを明らかにすることが適当と考えられましたことや、そのような免除が可能であることを明らかにすることによりまして事案の実態に即した事件処理を行う上での基本的な指針を法律上明らかにするという意義があると考えられましたことなどから、平成十三年の刑法の一部改正により新設されたものでございます。

このような免除規定を置く必要性は、今回自動車運転による過失傷害事犯を対象とする本罪の新設後においても変わるところはないと考えられましたことから、この規定を維持することとしたものでございます。

○大口委員 次に、本法律案において、また被害者団体の方からの御意見は、法定刑の下限の設定と罰金併科の廃止、これを求めておられるわけでございますけれども、そうした理由についてはいかがでございますでしょうか。

○小津政府参考人 交通事故の被害者や御遺族の方々等から、ただいま委員御指摘のような御意見もあるということ承知しておるわけでございます。

しかしながら、平成十八年には、自動車運転による過失致死傷事犯を含めまして、業務上過失致死傷罪等のうち、特に死亡や重大な傷害が生じた事案についても罰金相当の事案があることを前提として、そのような事案に対してその内容に応じた適正な科刑を実現するために、罰金刑の上限額を五十万円から百万円に引き上げたところでございます。

このような経緯からいたしますと、これまで業務上過失致死傷罪とされてきた事犯のうち、自動車運転によるものについて別途罰則を設けようとする自動車運転過失致死傷罪におきましても、平成十八年に引き上げられた業務上過失致死傷罪等とそれと同様の罰金刑を設けるのが相当

であると考えたものでございます。

実際、死亡や重傷害の結果が生じた過失致死傷事犯の場合でございますけれども、例えば被害者側の過失は軽微であるという事案もあり、また、円満な示談が成立して加害者側も有罪しているという事案などが考えられるわけでございますので、それぞれの事案に応じた適正な処分を実現いたしますためには、選別刑として罰金刑を設けておく必要がございます。同様に懲役、禁錮について刑の下限を設けることは相当ではないと考えたものでございます。

○大口委員 また、本法律案における自動車運転過失致死傷罪は、業務上過失致死傷罪の成立要件であります業務性を成立要件としておりません。その理由、それからこの自動車運転過失致死傷罪における運転上必要な注意の定義について、お伺いしたいと思います。

○小津政府参考人 まず、業務性の要件についてでございます。まず、本罪が業務上過失致死傷罪よりも重い法定刑により処断されますのは、自動車の運転が人の生命身体を侵害する危険性が類型的に高いこと、自動車運転による過失致死傷事犯防止のためには基本的に運転者個人の注意力に依存するところが大いことから、この運転者には特に重い注意義務が課せられていると考えられることにあるわけでございます。

他方で、業務上過失致死傷罪における業務は、一般には社会生活上の地位に基づく行為であるというところが一つ、二つ目には、反復継続して行う行為であるということ、三つ目には、人の生命身体に危険であるということ構成要素とするとされているわけでございます。

このうち、反復継続して行う行為であるという点でございますけれども、仮に自動車の運転につきましても反復継続して行ないない事案はどうかと考えますと、自動車運転の危険性の高さでありますとか、事故防止のための個人の注意力が必要だ、このところは変わらないわけでございますので、

やはりこれも含めて同様に処罰するのが相当ではないかと考えられますので、そのような反復継続性の要件を必要とする業務という要件を越えなかった、このような考えでございいます。

次に、運転上必要な注意の意義でございいます。これは、自動車の運転者が自動車の各種装置を操作して、そのコントロールのもとにおいて自動車を動かす上で必要とされる注意義務を意味すると考えております。具体的内容は個別の事案に即して認定されることとなりますけれども、これまで自動車運転による過失致死傷事犯として業務上過失致死傷罪で処理されてきたものは一般的にこれに当たると基本的には考えているところでございます。

○大口委員 時間もだんだん押し詰まっております。

今回の法制審議会の刑事法部会におけるヒアリングにおいても、交通事故被害者団体からもこの自動車運転過失致死傷罪の新設に対して早期の実施を期待する旨の意見が示されております。自動車運転過失致死傷罪の運用に当たっては、運転行為の悪質性、危険性、また発生した結果の重大性など、事案の実態に即した厳正な処理が行われるべきと考えますが、法務大臣のこれに対する決意をお伺いしたいと思います。

○長勢国務大臣 非常に痛ましい事故が多発しておるわけでありまして、その原因も非常に、被害者から見ても、また国民から見ても、どうにかならないのかと思うものも多いわけでございいますから、これに対して厳正に対処していくことがこれから非常に大事だと思っております。

今回の改正、また危険運転致死傷罪の運用も含めて、先ほど来申し上げるように、きちんとした証拠集めをし、それに基づいて適正な法の執行に当たるように全力を挙げていきたいというふうに考えております。

○大口委員 厳罰化、これは国民の声でもあるわけでございますけれども、やはり総合的な安全対策も必要だ、こう思っております。

内閣府を中心に今交通安全対策本部でいろいろと諸施策を推進しておる、こういうことでありますが、やはり最近の飲酒運転、また飲酒運転による交通事故の死傷者は減ってはいるというものの依然高い水準でございいます。そういう点でやはりしっかりと、特に飲酒運転の根絶、これに内閣を挙げて取り組んでいただかなきゃいけませんし、また、刑務所において飲酒運転が原因で受刑されている方がしっかりと再犯防止プログラム等を受けて再犯のないようにしていかなければいけません。

また、アルコールインタロックについてアメリカやまたスウェーデンにも新しい動きがありまして、日本においても、このことについて我が公明党の部会でもいろいろ議論がありまして、アルコールインタロックについて、やはりしっかりとこれも推進していかなくちゃいけない、こう考えております。

時間が参りましたので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○七条委員長 次に、柴山昌彦君。

○柴山委員 自民党の柴山昌彦でございいます。

折しも、きょうから春の全国交通安全運動が始まったわけでございいます。まさしくタイムリーなこの委員会質問であると思っておりますので、ぜひ国民の関心が高まる形で委員会運営をしていきたいというように思っております。

さて、今回の改正法案は二つの大きな柱があるわけですが、その一つに、危険運転致死傷罪の対象に二輪車を含めることとしたことが挙げられると思えます。これについて、平成十三年の改正以降、一体どのような必要が生じたのかという点について、まずお伺いしたいと思います。

○小津政府参考人 お答え申し上げます。

平成十三年に危険運転致死傷罪が新設されました際に、衆参両法務委員会におきまして、自動二輪車の運転者を同罪の対象とする必要性につき、今後の事故の実態を踏まえ、引き続き検討すべき旨の附帯決議がなされたわけでございまして、こ

れを受け、同罪の新設後に発生した二輪車の運転者による業務上過失致死傷事犯を調査いたしましたところ、その中には、酒酔い運転によるもの、赤信号無視によるもの、著しい速度超過によるものなど、危険かつ悪質な運転行為によって被害者を死亡させ、または被害者に加害期間一カ月以上の重傷を負わせるなどの重大な結果を生じる死傷事故が少なからず発生している状況にあるということが明らかになったわけでございいます。

また、二輪車による事故の被害者、遺族などから、危険運転致死傷罪の対象が四輪以上に限定されていることを疑問とし、その対象を二輪車にも拡大することを求める声が見られるようになっているところでございいます。

そこで、二輪車の悪質かつ危険な運転行為による重大な死傷事故の事案の実態に即した適正な科刑を行うため、今回の法整備が必要になったと認識しております。

○柴山委員 確認なんですけれども、十三年の法改正以降に二輪車の事故がふえるというような事実があったのか、それとも、十三年の法改正以降調査をしたらそういうような事案もあったということなのか、そのいずれかということですか。もし後者であれば、十三年の法改正時点できちんとした調査を行っていたら、二輪車の部分も含めてきちんと対象とすることが可能であったというように意見も当然出てくると思うところだと思っております。

○小津政府参考人 ただいま私も施行された後の数字だけ申し上げたわけでございまして、まさに、施行された後の実情を調査したらそのようなことであったということでございます。したがって、施行された後、例えばその数字が前と比べて飛躍的に伸びたということを申し上げているわけではございません。

それでは、当時、なぜ二輪車まで含めなかったのか、こういうことになろうかと思っております。そこはいろいろな御議論があり、まさにその中で両法務委員会の附帯決議もいただいたわけでございま

すけれども、当時、立案当局といたしましては、業務上過失致死傷罪としてそれまでは扱われることが多かった事案につきまして、新たに危険運転致死傷罪という大変に重い法定刑のものを設けるに当たりまして、その適用範囲について慎重に考えたものと理解しております。

○柴山委員 ありがとうございます。

それでは、今回の改正法の二番目の柱であります自動車運転過失致死傷罪の新設についての質問に移らせていただきたいと思います。

先ほど、大口先生の方からも御質問がありましたが、今回なぜ自動車を特別扱いにするのかという問題意識は当然あり得るところだとは思っています。先ほど、法務大臣の趣旨説明の中で、多数の死傷者が出るなどの重大な結果を生じるものがあるんだというお話がありました。当然、JR福知山線の脱線事故等を見ても明らかでございまして、頻発する列車事故等では非常に多くの方が亡くなる事例が多々あるわけですね。

また、先ほど御答弁の中で、運転者の注意義務違反についてお触れになっていたと思うんですが、例えば、爆発物の取り扱いですとか、あるいは放射線を取り扱っているような施設においては、その注意義務違反の程度が非常に重いからこそ生じる死傷の結果というところもあるわけですね。これ以外にも、食品衛生の取り扱い、あるいは製薬業務等の部分において、自動車だけを特別扱いすることの合理性というところをもう一度ちよつと御説明いただければと思うんです。

○小津政府参考人 お答え申し上げます。

まず、国民の皆様の規範意識あるいは量刑の実情という観点から申し上げますと、業務上過失致死傷罪が適用される事犯のうち、飲酒運転中の死傷事故を初めとする悪質な自動車運転による過失致死傷事犯につきまして、その量刑や法定刑が国民の規範意識に合致しないと見て、罰則の強化を求める意見がこの点については見られる。また、法定刑や処断刑の上限近くで量刑される事案も、悪質な自動車運転による過失致死傷事犯について

は近年特に認められるようになってきたわけですが、それ以外の業務上過失致死傷事犯についてはそのような状況が認められないということがまず一つございます。

次に、自動車を他の車両や歩行者等が往来する道路等において運転すること、これは自動車の形状、形状等からすると、いわゆる業務過失が適用される業務の中でも人の生命身体を侵害する危険性が典型的に高い。

また、もう一つ、自動車の運転による過失致死傷事犯は、その発生を防止するためには、基本的に運転者個人の注意力に依存するところが大きいというところが大変大きな特徴でございます。大変大きな危険なものを扱っている業務はほかにもあるわけでございますけれども、そのような業務について、事故の発生を防止するためには、いろいろと業務を取り扱っている組織、企業等のシステムの中でその防止が図られる面が大きいというものもあるかと思いますが、自動車については、もちろん道路の状況を整備する等々はございますけれども、やはり基本的には個人の注意力というところになってくるということでございます。

そのような特徴に着目すれば、単にこの部分だけを重くすればいいということではなくて、そのような類型化という点からも、これを取り出してその部分の罰則を強化するというところに合理性があるかと考えたものでございます。

○柴山委員 ありがとうございます。

また、これも大口先生から先ほど御質問があったところなんですけれども、危険運転致死傷罪の対象を拡大すればいいのではないかとこの問題意識がありました。これについては御答弁がありましたので、ここでは繰り返しませんけれども、特にアルコールあるいは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる事案、なかなか飲酒運転ですね、この部分については、やはりこの構成要件ですと、先ほど暴行類似というようなお話もありましたが、アルコールの影響があること、そしてそれを認識していることというところが要件となつてきますので、非常に狭い類型

なのではないかとこの批判はあろうかと思えます。

私は、早川理事が事務局長をされている自民党飲酒運転根絶プロジェクトチームの一員として、飲酒運転の適切な処分については特に関心を持って取り組んできた者の一人なんですけれども、特にこの飲酒運転の部分について、危険運転致死傷の対象とする部分が狭いんじゃないかというところについて、ごく短く御答弁をいただけたらと思います。

○小津政府参考人 飲酒運転中の事故というのが危険運転致死傷罪の一つの典型的な事例であることは間違いありませんし、また、委員御指摘のように、現行法では、その影響によって正常な運転が困難な状態での走行行為ということにはなっておりません。さらに、これは故意犯でございますので、その認識が必要であるということでございます。

それから、そのうち後者の点につきましては、やはりこれは、故意犯であるということとこのままでは重く法定刑でございますので、このところを緩めるのも困難ではなからうかと思えますし、また、危険運転致死傷罪全般につきまして、先ほど申し上げたような事情がございまして、今回の改正では、このところを広げると申しますか、緩める改正はしなかったということでございます。

○柴山委員 というところで、適切な処分ができないということと、道交法において、酒酔い運転あるいは酒気帯び運転の処罰の強化というところが次に想定されるところだと思えます。

そこで、これは道交法の方になりますけれども、現在、法改正がまさしく議論されているところだと思えます。道交法における酒酔い運転あるいは酒気帯び運転の振替がどうなるのかということについて、御説明をいただきたいと思えます。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。今回、道路交通法改正を御提案申し上げている

わけでございますが、まず、飲酒運転に対する罰則、酒気帯び運転が現在、一年以下の懲役または三十万円以下の罰金になっておりますが、これを三年以下の懲役または五十万円以下の罰金にということをお願いしております。また、酒酔い運転につきましては、三年以下の懲役または五十万円以下の罰金となっておりますが、これを五年以下の懲役または百万円以下の罰金ということで、それぞれ引き上げるものでございます。

○柴山委員 となると、酒気帯び運転、酒酔い運転で人をひいてしまった場合にはそれぞれどのような処分になるのか、懲役刑の上限で説明をしていただきたいと思えます。

○小津政府参考人 危険運転致死傷罪ではなく業務上過失致死傷罪が成立したということとを前提にして御説明申し上げますが、道路交通法の改正が行われて刑法が現在のままであったということとを前提にして御説明申し上げますと、酒気帯び運転の罪と業務上過失致死傷罪の併合罪となりますと、道交法が現在のままで六年以上の懲役でございますが、道路交通法改正後、刑法は現在のままでいたしますと、両罪の併合罪として七年六月以下の懲役ということになります。

次に、酒酔い運転の場合でございますが、これは、現行法では、同じく道交法が現在のままで七年以上の懲役でございますが、この部分につきましては、道交法の改正が実現いたしましたとしても、やはり併合罪加重の結果として七年六月以下の懲役になる、こういうこととでございます。

○柴山委員 当然のことながら、酒酔い運転の場合に於いても、酒酔い運転であっても業務上過失致死傷罪が成立する、その一・五倍ということと、七年六月で両方とも同じ刑になってしまうということになるんだらうと思っております。

ただ、今回、酒気帯び、酒酔い運転を重く処罰する道交法改正が実現するとすれば、酔いをさまして出頭する行為を誘発するのではないかとこの疑問が出てくることだらうと思えますし、あ

るいは、その直後に飲み直しをする、それによつてそういった運転であることを隠そうとする動きが出てくるのではないかとこの疑問も指摘をされるところだらうと思えます。

これは、実は、危険運転致死傷罪が設けられた当初もこういった懸念の声があったと思えますし、また現に遺族の皆様からも、飲酒運転根絶プロジェクトチーム、自民党の中で設けられた会の中で、そういった事案を何とかなくしてほしいという悲痛な訴えもあったところでもございますので、これについてどういようなお考えをお持ちかということについて伺いたいと思えます。

○小津政府参考人 まず、危険運転致死傷罪が本来適用されるべき事案につきまして、委員御指摘のようなことでその罪を免れるということがあつてはなりませんので、捜査当局といたしましては、仮に、その事故を起こした者が事故直後に現場を離れた場合でありまして、また何か、飲酒の状況をごまかすような行為をした場合でありまして、その者が実際にどのような方法で捜査いたしましたかということをいろいろな方法で捜査いたしましたので、それが運転行為の中にどのような影響を及ぼすものであったのかということについて鋭意捜査を尽くしているわけでございまして、現にいろいろな事案で、委員御指摘のような事案につきましても危険運転致死傷罪で処罰をしているということでございます。

もう一点につきましては、ひき逃げそのものにつきまして、道路交通法の世界でどのような手当てをするべきか。また、これについては、引き上げる方向で検討されていると承知しておるところでございます。

○矢代政府参考人 あわせて御説明を申し上げます。

事故を起こしまして逃げるといことはあるわけでございますが、ひき逃げでございますが、確かに、酒を飲んでおつたために逃げたというのが、捕まえてみますと、大体二割ぐらいがそのようなケースでございます。

それで、この捕まえた後のことなんです、捕まえますと、ひき逃げの事故でございまして、実は、その車がどこから来てどこに行ったかという経路を特定する必要があるんです。そういうわけで、前足、後足を含めまして、その前後の行動を捜査いたしまして、そのひき逃げの事実自体を確定しますとともに、どのような状況であったのかということをつまびらかにしてまいりたいとございしますが、そこで、その事故の原因が飲酒運転によると疑われる場合には、その事故前の飲酒運転の状況等を捜査いたしまして、これを結果にあらわしていく、こういうことをやるわけにございします。

それから、今、法務省刑事局長からもお話がありました、今回の道路交通法改正では、あわせて、ひき逃げ事件につきまして、現在、五年以下の懲役または五十万円以下の罰金となっておりますが、これを、十年以下の懲役または百万円以下の罰金への引き上げをお願いしているわけでございまして、そうしますと、事故を起こしてひき逃げということになりますと、十五年まで引き上がりまして、そういうわけで、大幅な制裁の強化になりますので、これはひき逃げを抑制する方向に働く要素にはなるかと考えております。

○柴山委員 最後の御答弁ですけれども、要は、お酒を飲んで酔ったことを隠して逃げた場合には、救護義務違反と、仮に今回刑法を改正しなかった場合には業務上過失致死傷で処断ができるので、十年、それから五年、一・五倍の計算によっても、単純加算の計算によっても、十五年以下ということで処断をされる。先ほど御説明があったとおり、酒気帯び、酒酔い運転で致死傷をした場合には、両方とも七年六月の上限ですから、逃げたらかえって損をする、上限が七年六月ではなくて十五年以下となってしまうということで、逃げるモチベーションがなくなるという理解でよろしいわけですか。

○矢代政府参考人 御指摘のとおりでござい

○柴山委員 ということであれば、今回の自動車運転過失致死傷罪を創設しなくても、ある程度適正な処罰がなされるように思われるのですが、それでも今回の法改正が必要な理由を御説明いただきたいと思ひます。

○小津政府参考人 確かに、道路交通法の改正が実現いたしますと、道路交通法違反のうち、特に酒気帯び、酒酔いを伴うもの、あるいは救護義務違反を伴うものにつきましては、相当に重く処罰されるということになるわけでございします。ただ、幾つかの点でそれで十分であろうかということにございします。

基本的には、非常に悪質で大変重大な結果を生じている事案のすべてが、それではお酒を伴うものの、あるいは逃げたものかというところ、決してそうではないわけでございしますので、やはり、基本法であります刑法の世界における、これまでは業務上過失致死傷でございしますけれども、飲酒運転による今回の構成要件、その世界できちんと評価をするということが考え方としても大事でございしますし、実際の運用上も重要ではないかと思うわけでございします。

また、具体的ないろいろな面を見ていきますと、先ほど委員も御指摘になられましたように、道交法の改正が実現して、刑法の方をいじりませんと酒気帯びでも飲酒運転でも七年六月になつてしまふ等々の問題もあるわけでございしますけれども、基本的には、私が先ほど申し上げましたような考え方で、やはり刑法の方の改正が必要であると認識しております。

○柴山委員 確かに、おっしゃるとおり、今回、刑法をいじらなければ酒気帯びでも酒酔いでも七年六月が上限ですが、今回、こちらの刑法を改正することになれば、先ほど御答弁いただいたとおり、酒気帯びが十年、そして酒酔い運転であれば十年六月ということで差が出てくるし、当然のことながら、より重く罰せられるという部分はあるかと思ひます。そして、それプラスアルファで、やはり自動車事故に対する世論の厳しい目、また

抑止の必要性ということに関しては一定の理解はいただけるものと私も考えております。

ただ、飲酒運転撲滅に向けた取り組みは、厳罰化だけで足りるというものではないと私は思うんです。やはり総合的な取り組みをしていかなければ、こういった悲惨な事案、特に、先ほど川口の事故について大口先生も御指摘をされてしまったけれども、去年、非常に大きなきっかけとなったのが、福岡の幼児三人がお亡くなりになった大変痛ましい事故だったわけですが、こうした事案の再発ということは十分防止できないのではないかと思っております。

そこで、ほかにもどういう取り組みがなされているのかについて、ぜひお聞かせをいただきたいというように思っております。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

飲酒運転でございしますが、このたびの道交法改正案におきましては、飲酒運転本人の制裁の強化にあわせて飲酒運転の周辺者に対する制裁強化、つまり車両の提供等と酒類の提供あるいは同乗、一定の条項についてこれを厳罰化するということ、周辺者対策を入れております。

この制裁強化も、つまるところ、飲酒運転をしない、あるいはさせないという意識を確立するというわけでございしますので、取り締まりを強化するほかに、運転者等の教育、さまざまな機会がございしますが、これを警察あるいは他の機関と協力してやる場合もあります。これを徹底するということにございします。飲酒運転の危険性を周知する必要があります。

それから、各企業において従業員についての安全管理をやっておりますが、そのような体制、あるいは飲食店などでは自主的に飲酒運転防止に取り組んでいただいております。このようなさまざまな局面での飲酒運転をさせない、あるいは許さない環境づくりが重要でございまして、これは内閣府ともども、私ども、あちこちお願いいたしまして、取り組みを推進しているところでござい

それから、自動車運転代行業でございしますが、これは、営業が適正に営まれば飲酒運転の防止には確実に資するものでございします。で、国土交通省と私ども一緒にやっておりますが、連携しながら、業者に対します指導監督、一定の場合には取り締まりも行いまして、これが国民に広く利用されるように業務の適正化を図っていきたくと考えております。

○松本政府参考人 私ども、飲酒運転の根絶対策の一環といたしまして、技術を活用した対策を実施していくということも大変重要であると考えております。

このため、飲酒している場合には、その状態を自動的に検知してエンジンが始動しないようにする装置、アルコールインターロック装置と呼びながらわしておりますけれども、この開発、実用化につきました検討するために、一月三十日に警察庁あるいは法務省とも一緒に、さらには自動車メーカーの専門家にも入っていただきまして、技術課題検討会を立ち上げたところでございします。

現状の技術といたしましては、欧米におきまして、呼吸、呼吸中のアルコールを検知するという方法が一部実用化されております。具体的には、飲酒運転違反者への制裁として、運転する場合にはアルコールインターロックつきの車しか運転してはいけないう形、こういう形で運用されていると聞いておりますけれども、本人確認が難しい、つまり成り済みがやりやすいとか、耐久性が十分でないなどの課題があることが判明しております。現在、これらの課題への技術的対応について議論を進めているところでございします。

これらを踏まえまして、年内に、現状の技術をベースにした場合に、飲酒運転常習者への活用を念頭に置いた技術的要件の整理をしたいと考えております。

それから、将来的な技術でございしますけれども、まだメーカーにおいても調査研究段階でございしますが、技術課題の明確化の検討を進めまして、今後の技術開発を促進してまいりたいと思つ

ればならない時期になっているのではないかと、行政の対応ではいささか及ばないのではないかと、うふうに私は考えているところがあります。そういう意味で、こういった諸般の新しい法務、司法行政上の課題について、これまでどのように対処されてきたのか、あるいは今後どのように対処すべきであると考えているのか。

大塚広範な内容にわたりますけれども、冒頭、大臣の御所見をお聞かせ願いたいと存じます。

○長勢国務大臣 大塚たくさんの御質問をいただきましたので、うまく、答弁漏れがないように一生懸命答弁させていただきたいと思ひます。

大臣に就任させていただいて、治安の整った日本の国の復活ということが国民の御期待である、それにこたえていかなきゃならぬということをまず思っておりますが、そういった点でもいろいろな事件が起きました。

もう一つ、この七カ月間務めさせていただいて感じておりますことは、人間関係、いろいろなことがあります。犯罪もあれば、親子関係もあれば、いろいろなことがありますが、なかなか法律だけでは、非常に深刻な問題が世の中にたくさんあるんだなということをつくづく感じております。といっても、社会全体の秩序を守る中で、それを一つ一つ全部どうするということもなかなか難しい。そこをどういうふうに処理していくかというところが、いろいろな面で、時代の流れに合わせればいいというだけでもないし、合わせないというわけにもいかない、そういうことを考えなきゃいかぬなということをつくづく感じておる、今でございます。

治安を守っていく上で、その基本は、やはり警察、警察の信頼が高まるということがその基盤の一つだろうと思っております。そういう意味で、今御指摘の冤罪事件あるいは冤罪事件ではありませんけれども捜査、検察のあり方が問われるような事件が起きたことはまことに遺憾なことだと思っておりますし、ぜひこれは、その事態を深刻に受けとめて対応して信頼を取り戻すということ

が一番大事だと思っておりますので、先般も、検事長会同において、私から強くそのことを要請申し上げたところであります。

また、長崎事件のお話もございましたが、このような事件はあつてはならないことでございませう。皆さんと同様、私も非常に許したいものだと思います。うふうに考えておるわけでありませう。内容につきましては、今捜査段階でございませうので、これ以上申し上げることは差し控えていただきますけれども、こういうことのないように、いろいろな面でも考えていくことは多いだろうというふうに考えております。

国民投票の問題についても御質問がございました。

国民投票法案の状況は今先生御説明のとおりでございまして、現在の与党修正案が成立をするということになれば、その附則に基づいて、民法、少年法等の検討をするということが法律上の要請になろうかと思ひます。どういう形でどういうふうな議論をしていくかということは、法案の成立の経過等も踏まえ、内閣全体でも議論があるんだらうと思ひますが、この法案の趣旨に沿って、また、民法、少年法それぞれの役割も踏まえて議論を進めさせていただきたいというふうに思っております。

七百七十二条問題につきましては、早川先生、本間に御苦労をされてこられまして、敬意を表しておりますし、しかし、私と先生で必ずしも意見が一致していない部分があるわけでありませうが、こういう形で国民の前できちんと議論ができるようになったことは大変よかったのではないかと。そういう意味でも、先生初め皆さん方の御苦労に對しまして敬意を表する次第でございます。

先般、法務省としても通達を出させていただきました。御案内のように、嫡出推定に関する七百七十二条の規定そのものは、私どもは、父子関係を早期に確定し、家庭の平和を尊重するという趣旨の法制でございまして、そういう意味での身分法の根幹をなすものとして、今後とも基本的には

維持されるべきものであるというふうに思っております。

しかし、医学の発達あるいはいろいろな事情の変化ということも起きておるわけでありませうし、現実に深刻に考えざるを得ないという方もおられることも事実でありますので、そういうことをいろいろ私どもも考えました。

今回、意外と国民の皆さん御存じないのは、三百日以内にお生まれになった子供を前夫の子供以外の戸籍に入れることについては、調停、裁判手続を経ればそれはできるんだということをほとんどの方は御存じない。そういうことになっているんだけれども、それをしたくないという方がおられるのでこういう問題になっているんだという説明をしますと、比較的、ああ、そうなっているのという人が割と多いことに最近気がついてまいりました。

そういうことも含めてこれからも議論をしながらやりますが、私は、現行の嫡出推定の規定、七百七十二条一項の規定を前提にすれば、少なくとも、三百日以内であっても、離婚後の懐胎については婚姻中の懐胎ではありませんから、法の趣旨の中で対応できるのではないかと考えているに基づいて、今回、離婚後に懐胎したことが医師によつて証明される場合には、調停、裁判の手続を経なくても、窓口で、前夫以外の、嫡出推定が及ばない形で処理ができるようにするという取り扱いを通達したところでございます。

残っている問題は、離婚前に懐胎をした方々についてどう考えるかということが残るという意見があるわけでありませう。私の考えは、基本的には現行規定を維持するというものではございませうけれども、与党においてもいろいろ、民法の原則の範囲内で、社会通念上やむを得ないような場合、子供のことも十分考えた上で議論していこうということでございますし、いろいろなケースはあると思ひますので、私は与党の方々と検討されることについて非常に期待しておりますし、法務省としてもできる限りの御協力を申し上げていきたい

い、このように思っております次第でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○早川委員 ありがとうございます。最後の七百七十二条問題については、またもう一度御質問をさせていただきます。

それで、司法の国際化という観点から、日本法の海外発信と法整備の支援についてお伺いをいたします。

発展途上国に対する法制度整備支援は、支援相手国の基本的な法制度をつくり上げ、日本企業の進出しやすい環境を整備する取り組みでありまして、日本の法制度を海外に輸出するという極めて重要な取り組みだと考えています。

現在、外務省やJICAが中心になってODAの一環として進められておりますけれども、現状を聞いておりますと、将来的に拡充していくものになるか、いささか心もとなく思っているところがございます。弁護士会や大学のボランティア的な協力に頼っている部分も大きいようであり、そもそも、国家として、法整備支援の拡充のために、どのような戦略で海外に支援を展開していくのかのグラントデザインが必ずしも見えてこないように思ひます。ODAについて国民の関心が高まっている中で、とりわけ法整備支援をODAの中核と位置づけ、中長期的な戦略を策定するよう、省庁横断的な司令塔的組織が必要ではないかと私は考えております。

そこで、法整備支援を中心に担当される外務省では、法整備支援の今後の推進に関する戦略と、その戦略を立てるための司令塔機能のあり方について、どのように考えておられるのか、外務省の担当者にお伺いをいたします。

○杉田政府参考人 法制度整備でございますけれども、グッドガバナンスに基づく自助努力を通じて、法の発展の基礎となるという観点あるいは人間の安全保障を推進し、一人一人の人間がその持つ能力を発揮できるような社会を形成していくという観点からも非常に重要でございます。

そうした観点から、我が国ODA大綱に基づいて

て、法の支配の確立、市場経済への移行のニーズが大きな地域、例えばインドシナ地域でございませうけれども、そういった地域に対して、ODAを通じた法制度整備の支援というのを実施してきております。

さらに、今後、我が国として、普遍的価値を重視しつつ、自由と繁栄の弧を形成するという上でも、あるいは経済連携強化、途上国の貿易投資環境整備、そういう面でも、途上国に対する法制度整備の支援というのが重要な手段となるというふうに考えております。

外務省といたしましては、このような考え方に基きまして、法務省を初めとする関係省庁等と協議しつつ、法制度整備支援の今後の取り組みにつき検討し、実施してまいりたい、このように考えております。

○早川委員 次に、日本法の外国語訳整備について伺いをいたします。

これまで我が国は正確に翻訳された日本法がなく、外国から見ると、日本法はブラックボックスという批判を受ける状況にあったと理解をしております。

そこで、自民党では、法の国際発信という課題を精力的に検討し、本年の二月には、私も含めた自民党の閣内議員で、塩崎内閣官房長官に対して、日本法の国際化、特に日本法の国際発信について申し入れを行ったところであります。

政府では、平成二十一年三月までに、二百本以上の日本法を英訳して無償で公開するというプロジェクトを開始されておりますけれども、まだまだ翻訳整備にスピード感が足りないのではないかと考えております。政府には、経済界のニーズにこたえて高品質の翻訳を迅速に進めていただきたいし、その翻訳を広く海外に発信することで、日本法が国際的に正しく理解されるようにしていただきたいと思っております。そのために、政府にはぜひ、翻訳整備のための予算措置も十分に確保していただき、良質で国際的に誇れる翻訳を発信していただきたいと思っております。

政府内で日本法の外国語訳整備を担当している内閣官房の司法制度改革推進室では、今後、どのような戦略で政府一体として良質な翻訳を推進し、そのために十分な予算措置をどのように確保していく決意でおられるのか、内閣官房司法制度改革推進室長にお伺いをいたします。

○小林政府参考人 答え申し上げます。

御指摘のとおり、国際取引の円滑化、対日投資の促進、それから法整備支援の推進等の見地から、日本法令の外国語訳整備は極めて重要であり、政府として積極的に取り組む必要があると考えております。

そこで、現在までの状況を申し上げますと、平成十七年度以降、内閣関係省庁連絡会議を設置いたしましたとして、取り組みを続けております。

その具体的な成果としては、統一的な質の高い翻訳を進めるための標準対訳辞書、これは専門家の方々にも参加していただき作成いたしました。それをもとにして、平成十八年度から、三カ年の翻訳整備計画に従って、現在翻訳を迅速に進めているところでございます。現在までに、民法、刑法あるいは知的財産関係の法律など、約八十本の法令を既に翻訳いたしました。今後、この計画に従って翻訳を進め、最終的には、平成二十年度までに約二百五十本のニーズの高い法令について翻訳をする予定にしております。

あわせて、その辞書、これも毎年改訂しておりますけれども、辞書や翻訳につきましては、順次内閣官房のホームページに掲載して、もちろん無償で公開しているところでございます。海外からもアクセスをいただいておりますので、非常に好評な状況でございます。

今後につきましては、今申し上げましたとおり、平成二十年度までは三カ年計画ということで行っております。その後も、一年ごと、新規立法の対応もございまして、法改正があったときにそれに対応する必要もございしますので、基本的には、連絡会議を引き続き内閣に置きまして、翻訳整備を推進していきたいというふうに考えております。

また、平成二十一年度以降は、これは昨年の十二月の閣内省庁連絡会議の決定でございまして、辞書の改訂あるいは翻訳の公開等の作業は法務省に担当していただくという決定がなされたところでございます。先生御指摘の予算措置も含めまして、今後とも、政府一体となって、日本法令の外国語訳の推進に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○早川委員 本日に頑張っていたなかなかいいじゃないと思います。

東アジアに対する法整備支援の推進の関係について、法務省にお伺いをいたします。

政府がこれまで取り組んでこられた法整備支援のうち、法律家が重要な役割を果たして立法を実現した成功例として、カンボジアに対する法整備支援があると思います。学者と法務省でチームをつくって、民法あるいは民事訴訟法の立法を支援し、さらには、立法支援にとどまらない、人材育成等の支援にも取り組んでおられると伺います。このような中長期的な支援が成功いたしますと、相手国と日本との間の経済的な関係も深まり、ODAの目的とするところが非常に効率的に実現されるのではないかと考えます。

そこで、法務省がカンボジアにおいて取り組んできた法整備支援の成果と、今後の取り組みに向けた方針について伺いをいたします。

○池上政府参考人 対象国に対しまして法整備支援は、先ほど外務省御当局からも御答弁がありましたように、国内の基本法制の整備を主要な任務といたします法務省にとっても、非常に大事なことでありと考えております。

そうした観点から、お尋ねのカンボジアに対する基本法令等に関する法整備支援につきまして、平成十一年、一九九九年以降、当時の国際協力事業団あるいは外務省等の御指導を得ながら、JICAの技術協力プロジェクトとして実施されてきたカンボジアに対する民法、民事訴訟法などの基本法令の起草支援などの法整備支援に法務省

の立場から積極的に御協力申し上げてきたところでございます。

その成果といたしましては、民事訴訟法につきまして、昨年、二〇〇六年、平成十八年度でございますが、カンボジアの国会で可決、成立して公布されたところでございますし、本年七月から実際に適用される予定であると聞いております。

また、民法につきましては、平成十五年、二〇〇三年三月の段階で一応起草は終了してございまして、国内事情等もありまして、カンボジア国会における御審議がおくれているように聞いていますが、現在審議がなされておられ、それほど遠くない時期に成立する見込みだと聞いております。

私どもといたしましては、今後とも、関係御当局等と協力しながら、関連附属法令の整備、法律の普及に向けた支援や法曹養成への支援などについて努力をしてまいりたいと考えております。

○早川委員 そこで伺いたしますけれども、日本政府が支援いたしましたカンボジアの民法法案には、我が国の民法七百七十二条と同一の原則が規定されているけれども、同法案では、女性が離婚後既に再婚していれば、三百日以内に出生した子でも再婚後の夫の子とみなす例外規定があるとの新聞記事に接しました。この記事の内容が事実であるか、法務当局にお伺いをいたします。

○池上政府参考人 私ども法整備支援を担当する者からお答えするのが適当かどうかはわかりませんが、カンボジアの法整備支援の関係で、一応手元に資料がありますので、お答え申し上げます。

現在、カンボジア国会で御審議中のカンボジア民法草案第九百八十八条には、第一項で、妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定すると規定され、第二項で、婚姻成立の日から百八十日後、または婚姻の解消もしくは取り消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものとして推定するとの規定が置かれております。これは、一九八九年に定められた同国の婚姻家族法八十二条をそのまま引き継いだものと承知しております。

それを受けて、第三項におきまして、第九

百五十条、これは再婚禁止期間、百二十日間と定められておりますが、その規定に違反して再婚した女が子を分娩した場合において、第一項及び第二項の規定によつてその子の父を定めることができないうときは、子は後婚の夫の子と推定するといふ規定が設けられたと承知しております。

このカンボジア民法起草を實際に支援したのは、JICAが設置した、我が国の民法の研究者や実務家で構成されるカンボジア民法作業部会でありまして、特に家族法分野における起草に当たりましては、婚姻制度や家族制度がカンボジアの文化や伝統に根差したものでありますことから、現行のカンボジア婚姻家族法の規定を承継するなど、そういった観点からの議論を経た上で定められたものであると聞いております。

○早川委員 ほかにもたくさん伺いたいことがあつたのでありますけれども、どんな世界が狭くなつていくということの中で、いわゆる法制度の共通化というのがどうしても必要になつてくるだろうと思ひます。これは、民法、刑法、商法、さまざまな基本法についてのいわゆる共通化ということを見野に入れたら検討しなきゃいけないのではないかと思います。

そういう意味では、法務大臣は法務大臣の御所見があることは十分承知しておりますけれども、これからの政治を担つていく若い世代、特に副大臣に、こういった日本法の国際発信とか、あるいは国際化時代における法制度整備のあり方等について、どんなふうなお考えを持っておられるか、御所見を伺いたいと思ひます。

○水野副大臣 日本の法制度というものを国際発信していくということは、先ほど委員がおっしゃられたように、例えば、法律の外国語訳とかを推進していく、それによつて外国の方々にも容易に、また正確に日本の法制度というのを理解していただくというのは大切なことだといふふうに思つております。

また、その話とは直接関係あるのかどうかかわかりませんが、今おっしゃられたような、諸

外国の、例えば民法の規定とかそういうことになりまして、多々、その国その国のいろいろな国民的な、民法などは国民生活にも大きくかわるものでございますから、やはりその国の国民の、日本であれば日本の国民の合意形成ということが必要だといふふうにも、法改正などになれば、そういうようなことが必要でありますし、大いに議論をしていかなきゃいけないのかな、そんなふうにかけております。

○早川委員 経済界の出身者であります法務大臣政務官にお伺いをしたいのでありますけれども、日本の相続法制等について、事業承継の観点からいって、やはりさまざまな障害が指摘されているのではないかと思います。特に経営者の立場から考えて、同族経営の中小企業がたくさんあつて、相続が発生した場合、経営の承継ができない、結果的には事業のための財産の売却等を余儀なくされるかという問題があるわけでありまして、それから、生前贈与等を利用して、例えば遺留分制度があるために、遺留分減殺請求で、結果的には安定的な事業承継が実現できない。

こういった事業について、法務大臣政務官としてどのような認識を持っておられるか、あるいは法務当局としてはこれに対してどうこれから対処するのが適切かといふふうにお考えか、政治家としての御所見を賜りたいと思ひます。

○奥野大臣政務官 政治家としての認識というから見識をしゃべれ、こういうことでありますから、少し自由にお話をさせていただきます。(発言する者あり)なるべく短くやります。

事業承継制度というのは、いろいろな意味でうまくいかないという事実があることは知つております。ただし、それも、いろいろな理由があつてうまくいかないわけですが、第一は、本来経営ができる人が後を継いでうまくいかないケースが多いのではないかと、こういう気がします。それは、私が実際に社長をやつてみてそういう感覚を持つてゐるんです。

で事業承継をしてもうまくいかなかったケースをひもといてみると、相続法の問題とか会社法の問題とか税制の問題とか、いろいろな原因が出てくるんだらうと思ひます。

今現在でも、中小企業基盤整備機構あるいは自民党、それぞれ、いろいろな団体でこの問題が議論されていることも承知しております。そういった意味……(発言する者あり)民主党でもそうですか。そういったことで、私は、法務省ともう少しこの件を、私なりの経歴も持つてゐるし知識も持つてゐますから、少し、具体的に何をどう直せばいいのか、今さっき申し上げた相続法なのか会社法なのか税制なのか。一番私がいかぬと思つてゐるのは、事業承継するために税金をまけてくれるような発想でこれに取り組まれては困るんだ。やはりしっかりとした後継者を探して、しっかりと、隆々と育つてもらえるような会社として相続していけることが一番のポイントではないかと思ひます。

いずれにしろ、法務省当局も含めて、私は、自分なりに進めてみたい、こう思つてゐる次第であります。

以上です。

○七条委員長 時間が来ておりますから。

○早川委員 ありがとうございます。いずれにしても、既存の法制度を所与のものとするというのではなくて、やはり時代の変化に合わせ、あるいは国際化の流れの中でしっかりと、日本が国際的にも最もすぐれた法治国家である、こういうことが具体的にわかるような制度改正を法務省全体でも取り組んでいただきたいということとを要請して、私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。

○七条委員長 本会議散会後直ちに委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後二時二分開議

○七条委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。谷口隆義君。

○谷口(隆)委員 公明党の谷口隆義でございます。

差しかえをしていただいて、本日、三角合併についてお伺いをいたしたいと思ひます。長勢大臣には、この二月でしたか、私どもの企業法制プロジェクトチームというのがありまして、三角合併に関する提言を差し上げたところでございます。

御存じのとおり、会社法の施行はもう既に昨年の五月にスタートをいたしておりますが、本年の五月から、一年おくれで三角合併がスタートということでございます。御存じのとおり、この三角合併というのは、合併を行う際に消滅会社の株主に親会社の株を交付してもいい、いわゆる合併対価の柔軟化ということで、従来は現金交付であつたわけでございますが、そのようなことができるというところで、海外企業が我が国の企業を買収する、いわば黒船来るといふような非常に戦々恐々としておる企業もどうもあるようでございます。

そもそも、この淵源をたどりまして、橋本内閣の折に金融ビッグバンというものをスタートいたしましたして、有識者によりまして、今回のこの三角合併で一連のスケジュールがほぼ終わる、こういうようなとらえ方をされてゐる方もいらっしゃるわけでございます。

それで、この三角合併についてお伺いをいたしたいわけですが、まず最初に、先日の日経新聞のアンケートを見ますと、三角合併について、買収をされる可能性があるという企業は約三割あるというふうなアンケートが出ておるわけでございます。

それで、一年延期をしたわけでございますが、一年延期の中で、既に上場企業二百二十九社が買収防衛策を講じているというふうに発表されてお

られるわけでございます。やはり上場企業に關しては、大變関心を持つてやつていらつしやる企業が多いという状況の中で、この五月からスタートする三角合併について法務省の省令が出たわけでございます。

まず初めに、その省令についてお伺いをいたしたいと思ひます。

いわゆる項目を定めておられて、今回の省令はその判断に必要となる適切な情報が開示されることになるよう改正されたものであるということであるが、上場企業のように市場価格のあるものはいわゆるですね。市場価格のあるものについては価格に關する事項を開示するというようなことになつておるわけでありますが、非上場の株式の場合に、消滅会社の株主に交付された場合に事前開示事項は定められておらないわけでありますが、これについてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○寺田政府参考人 御指摘のとおり、合併対価の柔軟化に当たりまして、対価が一体どういふものかということ、当然合併をするかどうかの御判断に對しまして重要な事項として考慮されるわけでございますので、その点について、省令ではいろいろの手当を今回させていただきまして、その中心が今おっしゃいました事前の開示情報ということになるわけでございます。

会社法の施行規則の一部改正省令による改正後の会社法の施行規則の百八十二条に、合併対価の相当性に関する事項あるいは合併対価について参考となるべき事項、これを吸収合併の際の消滅会社等における事前開示書類の記載事項、こう定めておるわけでございます。

今もおっしゃつたとおり、市場価格があるときはこの価格に關する事項を合併対価についての参考となるべき事項、こうしてあるわけでございます。これは今の条文の第四項の第二号のりあるいは第一号のハに当たるわけでございます。

これに對しまして、上場されてない株式の場合で市場価格というものがなかなか考えにくい場合

合には、合併対価の相当性に関する事項、つまり、これが消滅する株式の対価として相当かどうかということとを判断する材料を考慮のための記載事項としておりますので、その中でこの非上場株式が一体どのぐらゐの価値と見積もつて、大きく言えば合併比率が決まつたのかというようなことを明らかにさせる、こういう措置をとつておるわけでございます。

しかし、具体的に市場価格はございませんので、例えば、どのぐらゐ配当があるかということから逆算いたしまして、一体その株式でどのぐらゐの値打ちがあるのかということでございます。か、あるいは市場価格そのものはないけれども売買の例がある、それにはどのぐらゐの値打ちがついたかというようなことを参考事項として記載する、こういうことにならうかと思ひます。

○谷口(隆)委員 非上場株式ですから、所有不動産の評価だとか技術力の評価だとか、こういうものが一般的に入つてくるんだらうと思ふんですね。ですから、上場企業のみならず、非上場企業が三角合併の対象になるといつた場合も、今局長がおっしゃつたことは非常に抽象的な言ひぶりだつたんですが、もう少し何らかの形でつきりわかるような開示をしていただけるような方法を、あれば考えていただければと思ふ次第でございます。いわゆる閉鎖会社というのは、いろいろな評価の仕方がありますね。そういう意味で、当然ながら非上場の株式を交付されるということはあるわけでございますので、そういうこともぜひやつていただきたい。

それと、もう一つは、当該株式等の換価の方法に關する事項というのがありますが、三角合併で受け取つた海外株式がある、この海外株式をすぐ売つてしまつと、一挙に売つてしまつと、当然ながら株が下落するわけで、いわゆるフローバツクと言つておるようでございますが、このようなことになりかねない。だから、少々時間をおくられてしまつと開示された価格で売れないというような場合も想定されるわけであります。そのよう

な場合、これを回避するようなことまで考えていらつしやるのかどうか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○寺田政府参考人 これは、なかなか当該会社の事前の開示事項とは性格上しくい事項でございます。

おつしやるのとおり、今回合併対価を柔軟化していわゆる三角合併が可能になるといひましても、そこにはおのずからいろいろの制約があるわけでございまして、今委員が御指摘になつたこともその大きな一つでございます。

すなわち、この株式を得てもこれを持つている値打ちが一体どのぐらゐあるのかということは、いろいろの判断がございまして、どうも余り持つてゐる値打ちがなさそうだ、あるいは将来売りにくそうだということになると、もう売れるときに売つてしまつというようになつてくるわけであらうわけでございまして、その結果、さつきおつしやつたフローバツクのような現象が生じるわけでございます。

やはりこれは、全体的に三角合併をするかどうかということの合併側の会社の御判断の一つの材料になるわけでございまして、そのこと自体は株式をお持ちになる方について事前に情報として提供するのとはなかなか難しいところでございます。そういう全体の対価として与える株式の取り扱ひの予想まで含めた上で三角合併として当該会社の株式を与えるかどうかという判断をなさるといふこと自体が、合併に当たつても非常に重要な判断といふことに逆にならうかと思つております。

○谷口(隆)委員 そもそも、この三角合併は、後でまた質問させていただきますけれども、大臣の方にも御提言しましたけれども、アメリカにおいては、会社を物のごとく売買するといつた傾向もなきにしもあらず。そういう状況になれておらない我が国企業が買収されて後に大量に解雇され、国民の不安を生じせしめるというようなことのな

いように考えていくというのは、これは政治の役目でありまして、我々が考えていかなきゃいかぬ

のは、国民の安心、安寧を保つのにどうしたらいいのか、しかし一方で、このグローバル化という状況の中でどう対応したらいいのか、こういうようなことになるんだらうと思ふわけであります。そこで、一つお聞きしたいことがありまして、情報開示をしてから株主総会に至るまでの期間はどの程度今回はなつておるわけでありますでしょうか。

○寺田政府参考人 吸収合併における消滅会社の側を見ますと、合併契約の承認を受ける株主総会の日から少なくとも二週間前日に、株主等に対して、今おつしやいました、事前開示書類を本店に備え置くという措置が要求されておるところでございます。

○谷口(隆)委員 そのように、二週間でありまして。海外企業の株をもちつた場合に、名前も知らぬ企業の株を消滅会社の株主は交付されるわけでありまして、この二週間の間に判断できるかどうかということがあるんだらうと思ふんですね。国内企業であればある程度の情報も整つておるわけでありますが、そういう観点で、この二週間ということについて短いというようには感じられないのかどうか、お伺ひをいたしたいと思ひます。

○寺田政府参考人 法律上の規制といたしましては、少なくとも二週間置くという規制になつておるわけでございます。

今おつしやいましたように、確かに、ある種の会社の株式の判断においてはもう少し時間を要する、慎重な判断を要するといふような場合もあるわけでございまして、そういうものについて、仮に二週間ぎりぎりの開示が行われるとしますと、これは株主の側でこの株主総会での態度決定においてむしろマイナスに働くといふようなことにならうかといふふうに思ふわけでございまして、むしろ、会社の側でこの株主の賛成を得られ

はあくまで最低のライン、会社の側でより慎重な判断を要するという御判断であればそれはもつと長い期間を設定されるべきところだ、そういうことになるわけでございます。

○谷口(陸)委員 会社からしますと、二週間でやれば会社側に瑕疵がないということになるわけで、それはまた、今局長がおっしゃった、十分な情報を提供しなければこの総会で承認されないというようなことでありますが、一般的に想定されているのは、二段階で三角合併をする、一般的には、敵対的TOBか何かをかけて、それで現金で一応過半数を取得して、その段階で三角合併を承認するといったようなやり方が行われるのではないかと行われておるわけで、そういう場合には、今おっしゃったような自浄作用といいますが、牽制作用といいますが、なかなか働かないようなケースもあるということでありまして、これはスタートしたところでございまして、今後の状況を見ながらやはり検討する必要があるのかなというように思う次第でございます。

では、三角合併は海外ではどういう状況なのかということですが、アメリカでは、当然ながら三角合併は認められて、逆三角合併も認められているという状況でございます。しかし、ヨーロッパ、欧州では原則として三角合併が不可能でありまして、現金でのみ買い取りが行われておるという現状があるわけですが、むしろ、ヨーロッパではより一層規制を強化しようという動きもあると聞いております。

一方、アメリカの方は、現行三角合併が行い得るわけでございますが、しかし、その場合にもエクソ・フロリオ条項という条項がありまして、包括的に規制をする法律を持つておるわけでございます。アメリカでは、一九六七年、デラウェア州で三角合併が解禁をされ、国際的企業再編の有力な手段になっている。しかし一方で、企業再編に厳しい歯止めも用意をいたしておる。国防上、経済上、安全保障の観点から、外資による国内企業の買い取りを包括的に規制をするエクソ・フ

ロリオ条項というものがあつたことであります。そもそもこのエクソ・フロリオ条項というのは、一九八六年に我が国の富士通による半導体製造のフェアチャイルド社買収計画を機にして、それがきっかけでアメリカでこのエクソ・フロリオ条項というものができたというようにお聞きいたしておるわけでございます。

では、日本は一体どういう状況なのかといいますが、外為法で外資の規制をするというようなことがあつた。また、放送・通信、エネルギーといったところで、個別法で、業法で外資規制を行うというようなことがあるわけでございますが、これだと縦割りになつておりますから、ニッチといいますが、間隙でやられてしまうと、どうもそういう外資企業にはきかないということも想定し得るということで、私はやはり横割しを刺すような横断的な外資規制の法律をつくっていく必要があるのではないかとこのように言つておりました。が、こゝへ来て、五月にも三角合併がスタートしましたので、今後は、先ほど申し上げましたが、三角合併の状況を見ながら、日本版エクソ・フロリオ条項というものを策定する必要があるのではないかと。

経団連なんか言つておりますMアンドA法制、こういうことも念頭に入れておつたやつているんだらうと思いますが、このようなことについて経済産業省は一体どのようにお考えなのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○石田政府参考人 お答え申し上げます。

まさに先生おっしゃられたとおり、アメリカではエクソ・フロリオ条項というものがございまして、すべての業種を網羅的に対象としながら安全保障の観点から投資規制を講ずる、こういう体系になつております。

それに対して、我が方でございますけれども、国際的なルールの枠内で外為法あるいは個別業法に基づいて一部業種に限定して投資規制を行つていられるのは、まさに御指摘のとおりでございます。

この中で、外為法に基づきます投資規制でございますけれども、既に十五年以上見直しをしてこなかつたということで、その間の安全保障環境の変化でありますとか産業実態の変化等に十分対応していないおそれもあるということで、昨年の十二月に、経済産業省として、有識者から成る研究会を立ち上げて検討してまいりまして、先月、中間取りまとめを公表させていただきました。

この中では、安全保障上重要な技術の流出を適切に防止するという観点から、届け出対象に軍事転用の蓋然性の高い汎用品を追加するなど、見直しの方向性について提言をいただいたところでございます。

この研究会の中で、アメリカのエクソ・フロリオ条項的な包括的な投資規制の是非というものについても検討を行ったわけでございますが、この方式につきましては、やはり介入基準が不明確になつて投資家の予見可能性が非常に低くなるのではないかとといったことか、あるいは既に完了した投資についても規制の対象にするということと関係者に不測の損害を与えるおそれ強いといった問題がございまして、その導入の是非については引き続き慎重に検討すべきという指摘が行われたところでございます。

特に、先生も御案内のように、我が国に対する対内直接投資といふのは諸外国に比べますとまだまだ非常に低いレベルであるという現状を踏まえまして、対内直接投資を過度に阻害する規制方式というのは基本的に望ましくないのではないかと、現時点では、現行のリスト方式による事前届け出制を維持しながら必要な見直しを行つていく必要があるのではないかと考えておる次第でございます。

早急に対応したいと思つております。

○谷口(陸)委員 先ほど申し上げましたが、もう既にスタートしておるわけでありますから、その状況を見ながら、そういうことも含めて考えていく必要があるのではないかと私個人的には思つておりますので、また与党間でもぜひ協議をさせて

いただければと思つておる次第でございます。それで、これは長勢大臣にお出しした提言にも入れておつたんですが、三角合併は、海外で上場しておる親会社の株を国内の子会社を通じて消滅会社の株主に外国株を交付する。

ところが、その海外の取引所というのは千差万別。私たちはある程度の、東京の取引所とかニューヨークとかロンドンとかいふのを想定するんですけども、必ずしもそうではないわけですね。いわば、閉鎖性の程度の差がある。

上場基準にも違いがございまして。あえて、どの国がどうだ、こういうことは言いませんが、私は、一定程度の国際的な基準を下回るような取引所の上場しておる株については、例えば日本の取引所に上場していただくというようなこと、このくらいはやつてもいいんじゃないか、このように思つておるわけでございます。

きょうは、金融庁から来ていただいておられますけれども、金融庁、このようなことについてどのようにお考えなのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○細溝政府参考人 外国で上場されている株式、日本で上場されていない、これは先ほど法務省からも御説明がありましたとおり、国内でも非上場の株式を合併対価にするということも認められておりますので、国内外問わず、そういった対価についての会社法上の制約はないというところでございまして。

したがって、開示されていない株券を対価としてもらう消滅会社の株主に対して情報開示をどうするか、これは会社法上もいろいろ工夫はされておりますが、金融商品取引法上も、そういった消滅会社の株主に交付するような場合には、その発行者に日本で有価証券届け出書の提出を求めるといった形で情報開示を行うように制度的な手当てをやつております。そういった意味において、株主の、投資家の保護の観点から、金融商品取引法上の制度上の手当てをしたところでございます。

○谷口(陸)委員 例えば、上場基準というのがあ

りますね。上場基準の中に浮動株基準というのがありまして、一定程度の売り買いがないと上場廃止の一つの原因になるというところがあるんですね。それはなぜかといいますと、少々の取引で株がばつと上がつちゃったなら、要するに力づくで株が上がるわけですから、公正な価格形成、株価形成にならない、こういうところがあるわけですね。

そういうような、仮に公正な価格形成をされておらないような取引所で上場しているものを交付されても、これは先ほど申し上げましたフロアバックじゃありませんけれども、売ろうと思えばばつと落ちてしまうというようなことも考えられないこともないということで私は申し上げたわけでごさいます、このこともぜひ、金融庁なり法務省なりも念頭に入れていただきたいというように思う次第でございます。

それと、いろいろなケースが考えられますけれども、ただ私よく言っておりますのは、ある基幹産業があつて、その同族、グループ内の資本関係がないんですけれども非常に技術力があつて部材提供している中堅中小企業、この中堅中小企業を海外の会社が買い取る、三角合併するといったことが十分考えられるわけです。

我が国の企業というのは、そういう意味では、リスク分散をするというようにことをやっておりますから、非常に技術的に優秀な部材提供会社をやられてしまうと大変困るということがございます。それで、そのときに基幹産業側は一体どういうように考えられるのか。

また、その株の評価のこと。株の評価というのは、閉鎖会社であれば、先ほど申し上げましたように、不動産の評価とか技術力とか超過収益力とか、こういう評価基準があつて株価が決まるわけですけども、ある一定の、基幹産業がそこでは買えないというような部材提供会社の場合は、その価値以上に大変高い価値を持つています。

こういうような場合、一体どうしたらいいのか

ということがあるんですが、これについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○立岡政府参考人 お答えいたします。
今委員御指摘されましたように、部材産業のうち日本の製造業の競争力の源泉になっているものが多々ある、御指摘のとおりというふうに思ひます。

それで、今恐らく、その中でも特に非上場の企業で中堅、同族でというようなものはどうなのかという御質問かと思うんですが、確かに、上場をしておりませんのでその企業価値についての市場価格というのはないわけでごさいます、ただ、買取という面から見ますと、当然、上場していないわけでごさいますから、上場企業のように資金力を背景に買い尽くされるというリスクもないわけでごさいます、また、そういう非公開会社の場合には、往々にして株式について定款で譲渡制限をかけたりにしてありますので、そういった意味では買取リスク自体は低いのかなというふうには思つてございます。

値づけのところにつきましては、これは組織再編、三角合併を含めまして、商法の手続があるわけでごさいますけれども、やはり経営陣同士が話をし、合併条件を詰めて、時にはアドバイザーの意見も求め、その情報を株主に開示し、それで最終判断を仰ぐというプロセスがあるわけでごさいますので、経営陣あるいは株主が合理的な判断をしていくという中で処理されるのではないかとこのように考えてございます。

○谷口(隆)委員 いずれにしても、そういう具体的な課題が出てきた場合にはどういうように対応するのかということも、経済産業省においても御検討いただければと思ひます。

最後に、ちよつと商法全体の流れのことを申し上げたいんですが、商法も制定されて百年以上たちます。今回、会社法という形に衣がえをしてスタートしたわけでありまして。

従来、我が国の商法は、淵源はフランス、ドイツあたりから来た大陸法、それがどんどん英米

法、判例法に近づいておる、このようなことがよく言われておるわけでありまして。

従来の商法では、例えば株主平等の原則、これに対して、現行の商法、会社法は、例えば種類株が出てきたり、非常に複雑な形になってきている。また、債権者保護という立場が商法の根幹にあるわけですけども、この債権者保護も、法体系からすると、どうもそういう立場が薄れてきている。また、資本充実の原則というのがありますけれども、これも、今回一円で設立できるということになりましたから、資本充実というのは一体どこへ行つたんだ、こういうことになるわけですね。

このような、従来の我が国の持つておつたプリンシプルが、どんどん英米法に近づくにつれてどうも変わつてきたんじゃないか。従来は、大陸法の中で育つた商法は、いわば我が国の企業観、株主、経営者、従業員、またその会社を取り巻く利害関係者が一体となつた社会的存在だというような見方をしておつたのが、どうも株主さえオーケーと言へば何でもできるというような形の商法に今なりつつあるわけです。

冒頭お話ししましたように、やはりこの商法の規定においても、国民の安心、安寧を保つということに非常に力を注がなければなりませんし、そのような商法が英米法に近づいておる状況について、大臣にちよつと御所見をお伺いしたいと思ひます。

○長勢国務大臣 こういう問題につきましては、先生は大変お詳しいので私が余り申し上げるほどのこともないわけでごさいます、法律レベルの話だけではなくて、やもすると株主優先ということだけが先行して、おつしやられるように、企業としてのあり方とか、従業員あるいは地域社会の中における企業の役割というものがいろいろにされるのではないかとこの霧囲気を感じることはないわけではありません。

しかし、これはやはり、株主だけではなくて、会社の経営は取締役の方々が大きな役割を果たさ

なければならぬわけでありまして、日本の文化、伝統に沿つた中で経営であつてこそ世界にも通用するし日本でも発達していくものだろう、ぜひそういう意識を持つて日本における企業の機能というものを十分に果たしていただきたいものだと思ひます。

○谷口(隆)委員 あと、法務省で補足することはありませんか。いいですか。

今大臣がおつしやつていただきましたように、やはり重要なのは、グローバル化、グローバル化といつて合せていくという国際協調も非常に重要なのでありますが、一方で、それによつて我が国国民が痛みを感じるというようなことになれば、これは大変悲しいことであります。

ぜひそういう観点で、今回の商法、会社法も、もう既に一年間スタートしてきておるわけでごさいます、三角合併が始まつていよいよ会社法は全般的にこれから動くわけでごさいます。そのスタートした直後というのはいろいろな変化もございまして、ぜひよく見ていただいて、私も従来からの商法の改正については議員立法を含めてかかわつてまいりましたけれども、与党の間でもまたいろいろな検討もさせていただいて、万端問題なく進んでいき、かつ、国際競争力を企業に持つていただくということも念頭に入れた対応ができるように、私も頑張つてまいりたいというふうに思つておりますけれども、ぜひよろしくお願い申し上げます。

時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○七条委員長 この際、議員鈴木宗男君から委員外の発言を求められておりますが、これを許可するに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○七条委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

鈴木宗男君

○鈴木(宗)議員 七条委員長初め委員の皆さん方に質問の機会を与えていただいたことに心から感

謝申し上げます。質問をよしと思わなかった人たちもいるようでありませうけれども、お許しをいただきたい、こう思っております。

最初に、私は、昨年十二月の衆議院の決算行政監視委員会でも質問したんですけれども、拘留所や刑務所の実態、今非常に定員をオーバーしているということで、環境が著しく悪化しているというのを聞いたものですから、それに対する予算措置、なかなか刑務官の増員等を私は尾身財務大臣にもお願いし、そのときは矯正局長さんにも出てもらって現状等も答弁をいただいたんですけれども、予算も通りまして、事務的にはもう既に来年度予算の概算要求の時期に入ってきておりますね。

そういった意味で、拘留所の予算措置あるいは刑務所の予算関係、職員の定員について、何はふえて、純増何ほで、純減がいかに少なかったか。同時に、来年度予算に向けても、せっかくやる気のある長勢大臣ですから、いわゆる公務員の一律削減を言っておりますけれども、思い切つて必要なのは伸ばすべきだと私は思っているんです、国民生活の安全だとか安心にかかわるものは一律にカットすべきでないとは私は思っていますから、そういったことを踏まえて、現状と大臣の決意をお答えいただきたいと思ひます。

○梶木政府参考人 まず、現状について御説明をさせていただきます。

御指摘のように、刑務所等の収容人員、平成十年以降急激に増加しております。平成十八年末で八万一千二百五十五人ということで、五年間で二四％増加しております。特に、受刑者等の既決被収容者でございますが、平成十九年三月末の数字で約七万二千二百人ということで、収容率一六％に上っております。

こういった過剰収容の解決のために、収容棟の増築、それからPFIを活用した刑務所の新設ということを進めております。十九年度末までに七千五百人、二十年度末までに二千人の収容増を図るということで計画を進めております。これが完

成いたしますと七万二千人程度の定員にまで追いついていくということで、期待をしておるところでございます。

予算につきましては、十九年度予算、今委員御指摘のような観点から要求をさせていただきまして、十八年度の予算と比べまして、五十一億一千百万円増、一〇・二・八％ということでございますが、金額千八百八十九億一千二百万円の手当てをいただきました。

次に、増員の関係は御説明させていただきました。今申しました収容増等を踏まえて、平成十九年度予算におきましては、新設刑務所の運営あるいは矯正処遇の充実強化ということで、刑務官等につきまして六百二十四名の増員を認めていただきました。今御指摘のように、合理化減というのがございますので、純増で申しますと、三百十四名純増ということで随分な手当てをいただきました。

さらに、今後の予算あるいは増員の方法につきまして、我々も研究を進めて必要なものを要求していくということと考えております。

○長勢国務大臣 決意ということでございます。

法務大臣になる前からも、ずっとこの問題に私も取り組んでまいりました。施設、人員ともに、これからの過剰収容に対応していくためには大変大事な問題だと思っておりますので、今後も全力を挙げて取り組んでまいりたいと思ひます。

○鈴木(宗)議員 これは、去年、私が質問した際も、たまたま私の友人の松山千春さんが府中の刑務所に慰問に行った、そのとき、小林所長さんからも現状を聞いた、あるいは前の年に八王子の刑務所にも慰問に行って、やはり同じような説明を受けたというのを聞いて、私も北海道で、たまたま帯広とか網走なんかを見に行ったり、視察した際の経験とも一致したものですから、このことを強くお願いしたんです。

同時に、私自身の経験として、私は、四百三十七日、東京拘留所でお世話になってきました。刑

務官の姿には、今でも目に浮かびますけれども、頭の下がる思いです。よくやっています。特に、今外国人犯罪者が多い。そんな中で、本当に体を使って一生懸命やっている。彼らに必要なものは、やはりより勇気や誇りを与えることです。同時に、評価してやることです。そのための待遇だとかしかるべき定員、これはぜひとも私は大臣に頑張ってもらいたい、こういうことを強くお願いしておきたい、こう思っています。

大臣、あわせて、検事、さらには検察事務官の定員もふやしてやられた方がいいと思ひます。なぜかという、これは私の経験からして、検事は足がないんです。手足がない。自分で捜査していません。ですから、投書だとか、一方的な世論の反応なんかを見ながら動いている例があります。

そういった意味でも、やはり、本当にしっかりとした事件をつくり上げる、それはやはり最低マンパワーが必要ですよ。だから、私は、検事や検察事務官の増員もあわせてそれは考えていただきたい、こう思っております。

なぜかという、私はこれは実名を挙げて言いますけれども、私を調べた谷川という当時東京地検の副部長、今東京高検の刑事部長をやっています、この人なんかは、週刊誌を積んで、先生、この疑惑はどうですかと聞いてくるんですから。実態はその程度ですよ。大臣、信じられないような話ですよ。

言ってみれば、要は、世論動向でつくって、あるいはマスコミにリークして、そのリークの反応を見て、また次の事件に行きますよ。これは皆さん方も知っているとお、田原総一朗さんがテレビで言っているじゃないですか。検察はリークする、リークして、書いた記事はスクープになる、事件になったら、書いた記者は出世する、担当する検事もまた出世する、その繰り返しだと、皆さん方御案内の田原総一朗さんがそう言っていますよ。これは、やはり私は人がいないからだと思います。

同時に、冤罪という言葉がありますね。冤罪を考へる上でも、私はやはり人が必要だ、こう思っていますね。

そこで、大臣、冤罪についてどのような認識を持っているか、お尋ねしたいと思ひます。

○長勢国務大臣 冤罪という言葉は、いろいろな意味で使われるのかもしれないが、有罪になった方が実は無罪であつたというケースが一般的に冤罪と言われているのではないかと思います。

そういうことはあつてはならないことでありまして、先生から、検事の人手不足のお話もございましたが、法と証拠に基づいて、きちんとした捜査に基づいて、きちんとした起訴ができて、裁判がきちんと行われるように、これからも全力を挙げていきたいと思ひます。

○鈴木(宗)議員 大臣、有罪が無罪になつたのが冤罪だと言ひ方ですけれども、判決が出ない件で、第一審で無罪になつたのは、では冤罪に当たらないんですか。

例えば、わかりやすく言えば鹿児島選挙違反がいい例ですよ。これは一審判決ですよ。一審判決は有罪じゃないんですよ。そして、これは地検と口裏合わせと出ていますよね、どの報道でも、鹿児島は。これは、全くの冤罪でないんですか。

○長勢国務大臣 言葉の使い方は先ほど言いましたが、私は、一般的には冤罪というのは先ほど言つたようなことかなと思ひますが、鹿児島島の件は無罪という結論でありますから、ただ、起訴をされているという段階では被告人であつたわけですね。被告人が無罪になつたときも冤罪と言うのは、一般的ではないのではないかと私は思ひました。

○鈴木(宗)議員 ちょっと今の大臣の答弁は、適切でないと思ひますよ。なぜか。判決が出るまでは推定無罪ですよ、日本の法律として。これは法治国家はみんなそうじゃないですか、推定無罪。被告人だからそれは有罪だということ今の大臣の認識はちよつと間違つていると思ひし、被告人であつたとしても、判決は出ていないんですからね。こ

の点ちよつと、この議論はしないけれども、そこは大臣ちゃんと正確に考えてください。

そこで、私は言いたいんです、これは委員の皆様さん方にも、鹿児島事件なんかは、警察と地検が口裏合わせまでしたということが明確になっている。これは重大な瑕疵であつて、検察は処分されるべきですよ。どんな処分をしましたか。

同時に大臣、あわせて、今までの、例えば、大臣は富山ですね、富山の例の強姦事件で、二年も服役して、出てきたら真犯人があつた。無罪ですよ。あるいは、痴漢、今映画でやっていますね、「それでもボクはやってない」これなんか無罪になつた。起訴したのは検察の責任ですよ。当然、処分があつてしかるべきじゃないですか。

我々政治家は、選挙という大きな民主的手続での判断がされるんですよ。政策決定を間違つたら、消費税のときでも、米の自由化でも、落選した者はたくさんいますよ。間違ひなく、検察は職務遂行の上で間違つた判断をしたんですよ。何がしかの罰則、ペナルティーがあつて当然じゃないですか。一切、今までのこういう冤罪で、検察は責任を負つていない。私は法治国家の体をなしていないと思いますけれども、大臣、どうですか。

○長勢国務大臣 検察は、法と証拠に基づいて、有罪と、犯罪ありと思考するものを起訴するのが役目です。当然、その結果は裁判において判断されるわけで、その結果として、無罪になることはないわけではありません。今先生御指摘の、鹿児島のような件もそのとおりであります。

しかし、起訴に当たつて、その証拠に基づいての判断が全く不合理であつたということでない限りは、やはりその職責上、合理的な判断のもとに起訴しておるわけでございますので、それは、職責の怠慢があつたとか、間違ひがあつたとかという評価は必ずしも適当じゃないというふうに考えております。

○鈴木(宗)議員 大臣、判断のミスは結果として出てきましたよね。同時に、その判断をする過程で、警察と地検が口裏合わせしている。これは犯

罪じゃないですか。これはきちつと、大臣、申しわけなかつた、間違つた判断をしましたと言つて、正しい日本語であるし、正しい人間としての、検事や検察官である前に人間であるべきじゃないですか、私は今それが欠けていると思いますよ。

大臣、その役人のペーパーじゃなくて、人間長勢としての答弁をしてください。冤罪にかかわつてどんな思いで生活しておつたかということ。親戚もいれば家族もいるんですよ。そういった立場にあつた人のことを考えて、大臣、答弁してください。人間としての答弁を、今私は求めて

○長勢国務大臣 先ほど答弁申し上げましたのは、処分はどうしたかという御質問に対して、私の考えを申し上げました。もちろん、処分云々とは別に、起訴をされ裁判を受けるということは、非常に厳しい状況に置かれておられるわけで、結果としてそうなつたことについては、捜査あるいは起訴に当たつた者は、申しわけないと思つておるべきでありますし、そういうことのないように、適正な証拠に基づいた、きちんとした捜査、起訴を行うべきものということを常に忘れてはならないというふうに考えております。

○鈴木(宗)議員 この口裏合わせなんというの、私は犯罪だと思ふんですよ。どうでしょう、委員の先生方も。この点は、大臣、何がしかの処分をすべきじゃないでしょうか。それが公正公平じゃないでしょうか。黙つていていいんですか。口裏合わせしてまで、言つてみれば事件をつくつてしまつたんですよ。結果は出たんですよ。それなのに、なぜ検察は起訴しなかつたんですか。検察みずから起訴を断念しておきながら何もしないというの、逆に、法律を守る側にいる人としておかしいんじゃないですか、監督する側にいる人としては。どうですか。

○長勢国務大臣 口裏合わせという報道があつたようでございますけれども、これは捜査の内容にかかわることでございますから、ここで具体的に

申し上げることはできません。

そして、そういうことでございますから、今、捜査の過程でいろいろなきががあつたといつたにしても、公訴そのものが全く許されないものであつたということでない限りは、もちろん結果において御迷惑をかけたという点はおわびをしなきゃならぬことは間違ひないと思ひますけれども、処分というか、そういうことについては、今申し上げたとおりでございます。

○鈴木(宗)議員 大臣、これは国民に、きちつと明確に、今の大臣がおわびをしなければいけないということを堂々と、情報開示の上からとした方が、私は、逆に、検察側の信頼も回復するし、法務省の立場も理解される、こう思ひますよ。ぜひともそれを、今お話があつたように、再発をなくすためにもきちつとしてもらひたい。

そこで、私、この冤罪をなくすために、やはり可視化が必要だと思ひますよ。録音とかビデオ。これは大臣、それはビデオがあるから本当のことを言わないだとか心配することはあるかもしれませんが。しかし、私は、自然体で淡々とやつた方がいいと思ひますよ。そういう意味では、可視化の問題をぜひともやつていただきたい。これはまた、一つの国際的なスタンダードだと思ひますよ。この点、大臣のお考えはどうでしょうか。

○長勢国務大臣 捜査の可視化の問題は、随分長く議論が各方面ではされてるところでございます。日本のやはり、ここでもたびたび議論をいただいておりますが、どうしても自由に頼らざるを得ないという刑事手続になつておることは事実かなという感じがいたします。そのことが、今、捜査の可視化の大きな原因になつてゐるわけですが、むしろ、可視化の話だけではなくて、刑事手続全般として、真相究明のためにどういう方策があるか。

例えば、外国では日本とはまた別の捜査の手法が認められているケースもあるわけで、そういうことが行われれば、自由に頼る程度も減つていく。そういう中できちんとした真相究明が行われ

るといふことも含めて、今、関係方面で議論されているところでございますので、そこできちんと議論していただきたいと思ひます。

○鈴木(宗)議員 関係方面の議論もいいんですけども、大臣、せっかく長勢大臣のときに、新しい捜査のあり方だとか、鹿児島事件だとか富山事件の反省を踏まえて、新しい長勢ドクトリンをつくつたと言われるぐらいのことをやつてくださいますか、委員の先生方。ぜひとも、私は、これはやつていただきたい、こう思ひます。同時に、弁護士を入れるのも一つの手段ですよ。いろいろな方法があると思ひますからね。私は、やはり新しい公明正大な捜査の仕方というものを願ひしたいと思ひます。

なぜ私がこういうことを言うかという、私も調べられて、全部誘導されますよ。気の弱い人はもちません。私なんか、若干、声が小さくて、気が弱くて捕まつたと思ひますけれども、これは本当に、一般の人たちもよ、密室でのやり方というの。だから、みんな流れちゃうんですよ。

それで、時間がありませんから、大臣、国策捜査という言葉がよく使われます。例えば、今回、大宅壮一賞をもらった佐藤優さんの「国家の罠」という本に書かれてゐる。この「国家の罠」という本は、新潮ドキュメント賞もつた本ですよ。その中に国策捜査という言葉が出てゐるんですが、国策捜査について、大臣の認識はどうでしょうか。

○長勢国務大臣 国策捜査という言葉がどこかに使われているという話は聞いたことはありますけれども、具体的にその定義はよくわかりません。何らかの目的でやるような捜査のことを言うのかという程度の知識でございます。

○鈴木(宗)議員 大臣、これは大臣の部下が言つてゐるんですよ。「国家の罠」という佐藤さんの書いた本の二百八十六ページから二百八十九ページに出ていますね。

「これは国策捜査なんだから。あなたが捕まった理由は簡単。あなたと鈴木宗男をつなげる事件を作るため。国策捜査は「時代のけじめ」をつけるために必要なんです。時代を転換するために、何か象徴的な事件を作り出して、それを断罪するのです」「見事僕はそれに当たってしまったわけだ」「そういうこと。運が悪かったとしかいえない」「これは、西村という現職の検事ですよ、こう言っているんですよ。」

こういう本が書かれていること、法務省、確認していますね。確認しているかどうかだけで結構ですよ。

確認している。大臣、確認しているんです。現職の検事が言っている。

では、この表現について、法務省は抗議したり、何かクレームをつけたことはありませんか。

○小津政府参考人 その著作の中にそのような趣旨のことが書かれているということは承知しておりますけれども、中身は捜査の過程でそういうことがあったのかなかったのかという内容でございますので、もちろんコメントは控えさせていただきますが、それについて何か法務当局が対応をしたか、その本を書かれた方に対してですね……

(鈴木(宗)議員) いや、検事に対して。西村さんに確認しましたかということと呼ぶ。法務当局として、それについて何か対応したかということについて申し上げれば、特段のことはございません。

(鈴木(宗)議員) いや、西村さんに聞いたか聞いてるんですよと呼ぶ。ですから、その点について、法務当局として何かの対応をしたかということであれば、特段の対応はしていません。

○鈴木(宗)議員 大臣、ということは、これは事実だということです。何か問題があれば抗議するわけですから、クレームをつけるわけですから、組織として。西村さんが言ったことは間違いないんです。まあ、それはいいですよ。

同じく、これは「オフレコ」という雑誌、これは田原総一朗さんが出している本ですよ。ここで、村上正邦さんを調べた検事がこう言っている

「これは国策捜査なんだから。あなたが捕まった理由は簡単。あなたと鈴木宗男をつなげる事件を作るため。国策捜査は「時代のけじめ」をつけるために必要なんです。時代を転換するために、何か象徴的な事件を作り出して、それを断罪するのです」「見事僕はそれに当たってしまったわけだ」「そういうこと。運が悪かったとしかいえない」「これは、西村という現職の検事ですよ、こう言っているんですよ。」

すよ。

「村上 実際調べられていると、取り調べ検事が森喜朗前総理に対して——ときの総理大臣ですよ、「あれはバカだ」と言ったそうです。(発言する者あり)この尾形という検事は、あれはバカだと。「行政官が行政官の長に対してバカだとはなにごとだ」と。そうしたら、村上さんに、「村上さん、あなたも、参議院なんていうのは衆議院からあがってきた連中や、役所でもう一丁あがりの連中だ。そういう連中をあなたのハタリと目クソのなに(カネ)を配ってだね、手のひらに乗せて振りまわすくらい簡単なことだね」こう言ったというんですよ。」

そして、今度、宮本雅史さんという、これは産経新聞の今でも現役の記者の書いている「真実無罪」という本がありますよ。この中でも、検事が言ったというんですよ。

「お前、殴り倒すぞ。張り倒すぞ。村上正邦、見苦しいぞ、お前を先生と呼ぶ価値はない。おい、村上だ」と、罵声を浴びせかけてきた。」「お前、村上、きさま、チンピラやぐざりまだ悪いな。チンピラやぐざりも劣るよ」「お前は国会の証人喚問で「腹を切る」と言ったよな。いま、私の目の前で腹を切ってみろ。切れるものなら切ってみろ」と検事が言ったというんですよ。

これも本になっているから、もしうそならば、これは検事の名前もはっきりしているわけですから、ゆゆしいことですよ。しかし、これは、皆さん、実際密室ではこういった取り調べであるというところを、大臣、いいですか、わかっていますか。村上正邦さんも、そんなに声も小さく気の弱い人じゃないですよ。その人に向かって、特に皆さん、さつき、森喜朗さんをばかだと言ったら、そうだと聞いた人がいるけれども、それは間違いですよ。少なくとも皆さん方が選んだんですから、これは衆議院本会議において、いいですか。一国の内閣総理大臣を一検事がばかだと言うこの風潮あるいは見解というのは、私は問題だ、こう思っているんですよ。

大臣、法務省の人事は全部検事人事ですよ。法務省だけですよ。国家公務員の上級職で行っても局長にすらならないのは。全部司法試験に受かった者しかならない。私は、人事のツケなんか回ら回ら思っています。私は、このままだと、国策捜査、気に食わなかったら、ねらった者はやる、それは私を調べた谷川という副部長も言いましたよ。権力を背景にしてやっていますから、国策捜査と言われたらそれとおりですと悠然と言いましたよ。今この男は、東京高検の刑事部長ですよ。私は、恐ろしい認識だと思いましたよ。何様だという気もしましたね。

どうか大臣、検察の実態とか、あるいは国民の目線から見てもどうか、本当に正義という言葉が使われているのかどうか。例えば調活費問題で、判決は調活費があったということを認めていますよ。それで三井環さんは捕まった。これなんか、では調活費をどう使ったかも明らかにしていない、国民に。こんな場合は、ぜひとも長勢大臣にお考えおきをいただきたい。

そして大臣、私は、この国策捜査で問題にしたのは、私の秘書に佐藤玲子というのがいました。これは平成十四年の七月二十三日に逮捕されたんですよ。うちの一事務員です。逮捕したって起訴できませんよ、はつきり言って、一事務員です。それを、検察に都合のいい調書をつくるために身柄をとるわけですよ。大臣、普通、逃亡のおそれあり、罪証隠滅のおそれがあるから逮捕じゃないですか。家宅捜索をもう二回もやって、持っているものは何も無いぐらいのことで、隠すものはない。

しかも、この佐藤玲子というのは、かわいそうに、四月、連休前に子宮がんの手術をやった。その七年前には乳がんの手術をやっている。放射線治療を浴びているときに逮捕していくんです。逃げ隠れできない女性ですよ。私は、東京拘置所にいながら、ああ、やはり国家権力はこまやかでやるかと思つて、愕然としましたよ。かわいそうに、その佐藤玲子さんは死んでしまいました。

転移で。

私がこの国策捜査や冤罪で言いたいのは、検察の行け行けどんどのやり方は人の命まで失ってしまうんですよ。このことをよく与党の先生方も考えてくださいよ。人の命を奪うまでの捜査は必要でない私は思っていますよ。本当に罪証隠滅や逃亡のおそれがあるならば、身柄をとつてもいいですよ。子宮がんが病院に行っている、入院しているときでも事情聴取に行く。さらに、退院しても呼び出して事情聴取する。挙げ句に、自分たちの気に入らない言い方をすると、身柄をとつて調べる。結果は不起訴ですよ。こんなの当たり前ですよ、不起訴は。一事務員ですから、起訴できませんよ、権限がないんですから。

そこまで検察はやるし、国策捜査というのは、大臣、まずは人ありきでつくられていくということとを、これは皆さん、皆さん方だってねらわれたら、あすは我が身ですよ、はつきり言って。これはもう与党、野党問わず、ねらわれたらどうにもなりません。

私自身は堂々と信念を持って闘っていきましょけれども、私の裁判ではこうして命を落としている者がいるんですよ。あるいはもう一人、真実を言ったら、また検察から話が違ふと言われて、締め上げられて、脳梗塞で倒れた人がいますよ。島田さんという人ですよ。かわいそうに。だから、私は、そんなことがあつてはいけなしい、もつと明朗なやり方をする、それは可視化しかないというところを大臣に強く言っているんですよ。

最後に大臣、検察は、例えば、私を逮捕しました、勾留しました、検察側証人尋問が終わるまで私を保釈しませんでした。四百三十七日です。どう考えても、何で鈴木が四百三十七日、辻元清美さんなんというのは二千五百万円も国民の税金を詐欺して、ちゃんと二十日で話し合ひして出てきていますよ。私は、賄賂をもらっていないから堂々と闘ったんですよ。正直に物を言えば、自分らの言うことを聞かぬといって、否認だといって長期勾留ですよ。家族との接見もだめですよ。そ

れが今の検察の実態であるということも、ぜひとも大臣、よくわかってください。自分たちの聴取に合わせた、はい、保釈します。自分たちが気に食わなければ、自分たちの証人尋問が終わるまで引つ張るというやり方。

私は、四百三十七日、堂々と頑張つて、正直に。私は、賄賂をもらつておつたらバツジも外せば、やめますから。同時に、大臣、私が逮捕されて二カ月目ですよ、取り調べ検事はこう言いましたよ。バツジを外しなさい、政治家もやめなさいと言ふんですよ。検事にそう言う資格がありますか。あなたの後援者は三分の一しかもう離れていませんんだとか、選挙に出て絶対当選できません、ここまで言つてきますよ、皆さん。そういうことを言わせていいんですか。

もつと、検察の実態、これを大臣、せつかく私は、長勢大臣は久々に見るしつかり者の法務大臣だ、こう思つていますので、大臣にそういった意味では期待したい。

同時に、大臣、国策捜査についてのやはりきちつとした大臣なりの受けとめを私はしてもらいたい。今私がこで言つていふことはそうじゃありませんから。私は何も、今裁判をやっているものから、私がこで言うを言つたら、私自身がリスクを負う話ですから。私は、これは正直に言つておきますので。同時に、私は実名を挙げて言つておきますから。刑事局長は、私を調べた担当者に聞けばいいわけですから、鈴木はこで言つておつたけれどもということで。私は、こででも相対しても構いませんし、また、証言を求められればお話をしますので、ぜひともこれは、眞の法治国家として、眞の公正公平な日本の社会をつくるために、権力の横暴はいけないし、特に国策捜査はあつてはならぬ。

同時に、冤罪はもつてのほかだという意味で、最後に大臣、やはり可視化についての取り組みの大臣の決意を伺いたい、こう思います。

○長勢国務大臣 久しぶりに鈴木先生の力強い話を聞かせていただきまして、勉強になりました

が、私もこういう立場で、御答弁申し上げる立場です。事、事は公判中でございますので、具体的には申し上げかねるわけでございますが、いずれにいたしましても、検察、警察が公正なものであるとして国民の信頼を得るということではなければ、法治国家としてはうまくいかないわけでありまして、そういう観点から、きちんとした検察、警察のあり方について、今後とも一層努力をしてまいりたいと思つております。

可視化につきましては、先ほど御答弁申し上げましたので、今後とも各方面での御議論を待ちたいと思つております。

○鈴木宗男議員 ありがとうございます。

○七条委員長 次に、河村たかし君。

○河村たかし委員 河村たかしです。

今の鈴木宗男さんのと非常にある意味では似ておるんですけども、今回は大臣に聞きます。

今、刑務官の話が出ましたけれども、私の認識は、名古屋刑務所の刑務官が人柱になって、過剰収容が強調されて、予算がついて刑務官の人数がふえていったというまことに痛ましい、これこそいわゆる国策捜査ですね。

それで、大臣に聞きますけれども、ちよつと皆さん、自民党も聞いておいてください。裁判とは別に矯正局、長勢さんは法務行政の最高責任者ですか、再発防止、あれは保護房の中で二人亡くなつて一人けがをしたということですが、そういうことが起きないようにする義務はありますね。

○長勢国務大臣 再発防止義務があるのかという御質問だけだったんですか。(河村たかし委員「はい」と呼ぶ)そうですか。それは当然、私どもとしては、あの事件を踏まえて、再発防止のために具体的な方策も講じてきたところでございます。(河村たかし委員「再発防止義務はあるとちゃんと申すてください」と呼ぶ)はい、あります。

○河村たかし委員 では、そのために何をなすべきですか。

○長勢国務大臣 名古屋刑務所の一連の事案を踏

まえました、今までとつてきた再発防止策を申し上げますと、一つは、革手錠の廃止、一つは、新設の保護室前室へのシャワー室の設置、それから人権研修の実施ということを行いました。それに加えて、保護室収容事案については、全件、収容開始から収容を中止するまでビデオ録画して一定期間保存し、その状況を事後的に検証する措置を講じたところでございます。

○河村たかし委員 何か言いましたけれども、まず、一番最初に真相解明義務があるんじゃないですか。何で二人亡くなつて、一人傷つたのか、なぜなのか、これを明らかにする義務がまず最初にあるんじゃないですか。それをやらないと後の対策なんてとれるわけがないでしょう、大臣。

○長勢国務大臣 この事件が起きてから、法務省の中で対策を調査し、それを踏まえてこのような方策を講じてきたというふうに承知をいたしております。

○河村たかし委員 もう一回言いますけれども、真相を解明しない。要するに、保護房の中で傷ついたり亡くなつてはいかぬわけでしょう。むしろそういうために入れるわけですよ、あれは。暴れる方もみえるけれども、自傷のおそれがある場合は入つてもらうわけですよ。

だから、そういうことがないように、なぜ亡くなったのか、なぜなんだ、原因は何なんだろうかと、それをまず究明せないうかめでしょう。それを言つてくださいよ。当然のことを私は聞いておるだけです。

○長勢国務大臣 そのことは、当時調査をして報告書をつくつておるというふうに承知をしております。

○河村たかし委員 では、一番最初に何をやるべきですか。実地検証はやらなくていいのか。現場に行つてできる限り再現をしてみる。それはビデオに映っていましたね。普通現場にはビデオはないのですが、今回、ビデオがあつたんですよ。なおかつ、ビデオに撮られていたのを刑務官たちはみんな知つていたんですよ。その人たちをみんな逮捕

捕してしまつたんだ。そうでしょう。

実地検証をやらなきゃいかぬじゃないですか。それともやつたんですか。

○梶木政府参考人 事実関係についてお話をいたしますと……(河村たかし委員「実地検証をやったかどうかだけ言つてください」と呼ぶ)実地検証とおつしやるのがどの部分のことをおつしやるのかという問題があるわけですから……

(河村たかし委員「では、やめてください」と呼ぶ)○河村たかし委員 それではどの部分からと言います。ちゃんとビデオに映っていますから。上から全員映っていますから。だから、同じような広さのところをつくつて、同じように革手錠を施用して、それを引いてみる、それを実地検証というんじゃないですか。それをやりましたか。再現検証ですよ、言つてみれば。

○梶木政府参考人 当時、関係者の人々、職員から話を聞くと、あるいは革手錠の施用状況等について調査をするとか、あるいは現場を見に行くとか、今委員が御指摘になりました、残つていたビデオについてチェックする、中身を検討するということなどはしてありますが、今言われたように、ビデオに映つたのと同じ形で実験してみたのかということであれば、それはしていません。

○河村たかし委員 何かようけ聞いたようにみえますけれども、具体的な言いますけれども、無罪になった佐藤孝雄さんには、ほかもそうすけれども、そのとき事情を聞きましたか。

○梶木政府参考人 当時、周辺の職員あるいは関係職員から聞いておるのは事実なんですけど、今おつしやつた佐藤職員から直接だれが聞いたかというの、ちよつと今、情報を手元に持つておりません。

○河村たかし委員 持つておらないじゃなくて、聞いていない、前に何遍かやつたじゃないですか。後ろの、何という方かちよつと名前を忘れてしまつたけれども、それはもう何遍かやつて、聞いて

ておりませんよ、全然。ここで指摘を受けて、邊野喜さんという前の方が行って初めて聞かれた。その当時、聞いておりませんよ、彼を立件する前は。そうでしょう。まあええわ、覚えておらぬようならしょうがない。こっちもわかるものだから、どうしようもないですよ。

それでは、大臣、ここに亡くなった方が、これは本当に刑務官が暴行してそうだったのか、それとも、転倒してそういう事故が起きたのか、それから、放水を、水を臀部にかけて死んだのか、それとも、中にかいたプラスチック片が入って、それで自傷事故で死んだのか。

では、革手錠でいきますと、転倒して事故で亡くなった場合と刑務官の暴行の場合で、後の法務省の対応は違いますね、どちらが原因かで。

○長勢国務大臣 当然、責任が違範囲で違うと思います。

○河村(た)委員 そうなんです。全然違うんですよ、後の再発防止の対応が。当然だわな。事故だったら、事故が起きぬように、いろいろなそういう危険、事故が起きるような状況がないかどうかチェックせないかぬ。もし暴行だったら、それこそ、職員研修を熱心にやらないかぬ。だから、とにかく、できる限りの手を使って突きとめる責任があるんじゃないの、法務省には。大臣、抽象論ですから、一般論として答えられると思いますよ。

○長勢国務大臣 もちろん、そういう判断に立つて今まで対応してきていると思います。

○河村(た)委員 何が立ってですか。鉄道事故があったときに、何をやるんですか、大体。福知山線でありましたね。現場へ行って物すごい現場検証をやっているじゃないですか。あれが本当に運転手の責任なのか、保線の問題なのか、車両の問題なのか、ああいうことは、実地に行つてやってみなきゃわからないですよ。

だから、実際、あの状況で手錠を本当に引いてみないと、引いたことによって、本当に傷つくかどうかすぐわかるじゃないですか。なぜ、やらな

くて、突然、暴行だとわかったんですか。どうしてですか。

では、ちよつとこれは矯正局長に聞こうか。どうしてわかったんですか、故意犯だつてなぜわかったんですか。

○梶木政府参考人 どういう状態で、だれがどういう意思のもとにやったのかというのは、最終的に、刑事の法廷の中で、相互に証拠を出されて、その上で認定されるべき事柄だろうというふうに思っております。

○河村(た)委員 それは時系列が違うからだめですよ。刑事になったのは大分後ですよ。こちらの方が早いんですよ、国会での中間報告、おたくが報告を出した方が。刑務官の資質の問題があるとよく言いましたね、客観的に実地検証もせずに。矯正局長、もしきちつと確かめせずに自分の資質に問題があると言われたら、どういう気持ちになりますか。

故意犯という刑事用語になるけれども、刑務官の暴行によつてこうなつたとあなたたちが認定したのはもつと前ですよ。どうやって認定したんですか。

○梶木政府参考人 先ほど途中で申し上げましたが、認定というのは、先ほど申し上げたように、証拠によつて事実の有無、ありようを認定するということであらうと思っております。委員が今おっしゃつておられるのは、恐らく、なぜ告発したのかということではなからうかと思うんですが……(河村(た)委員)告発もそうですが、告発の前からやられているじゃないですか(と呼ぶ)

当時、事件が起きた直後から、矯正局の中に調査チームをつくりまして、人から話を聞いたり、さまざまな調査をしてきたわけでございます。また、管区長において、捜査をしている検察庁の方からの事情も聞いて、そういうものを総合して告発をしたというふう聞いております。

○河村(た)委員 だれから事情を聞いたと言ったかな、ぱつと飛ばしてしまつたので申しわけないけれども。

時間がないものですから、それではもう一回、多分一遍もらいましたけれども、あなたたちが中間報告を出すに至る、本当に何をどう調べたのか、だれからどう聞いたのか。なぜかというところ、これは今でも、事故が故意なのか、はつきりしないと今後の受刑者のためになりませんよ、はつきり言ひまして。裁判が確定するまでだといつたら、最高裁まで行つたら、最高裁で確定するまでの原因がわからぬのですか。それなら、刑務所の保護房に入る人はどうなるんですか、一体。そうでしょう。

それは自分のところの職務放棄ですよ、大臣。ちゃんと大臣、どうやって、刑事は関係ないですよ、その前にやっているから、ここで。この委員会でもしよつちゅうやつておつたわけです。それをどういう段取りで認定していったか。そのためには、刑事でもやりますね、証拠の標目というのを全部出しますよ、ああいうような格好でちゃんと出してもらふ。それで、実地検証というのを再現実証ですね、これをやつてもらえるかどうか、もう一回ちよつと。

大臣、自分の気持ちをちゃんとやつてくださいよ。この間、裁判は関係ないというのはわからないと言つていたけれども、今でも事故防止の義務があなたにはあるんですよ。

○長勢国務大臣 当時の調査の結果は国会にも報告を申し上げておるというふうに承知をいたしております。その中身……(河村(た)委員)いや、結論だけですよ、結論だけ(と呼ぶ)調査の仕方もある書いてあつたと思いますが、その範囲について先生はもつとという御指摘かもしれませんけれども、そこで御報告しておつたというふうに理解をしております。

また、実地検証ということでございますけれども、現在公判中でございますし、必要に応じて、必要なものがあれば考えなきゃならぬとは思いますが、それ、従来の報告を踏まえて今対応しております。そして、先ほど申しましたように、仮に故意であろうがなかろうが、一連の反省を踏まえて、

こういう重大な事件が起きないように対応しておるといふことを先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

○河村(た)委員 とにかく、実際は何であつたか自分で決めずに、裁判だつて、最高裁まで事故か何かわからないといつたらどうするんですか、一体。

何遍も言つておきますが、この場合は非常に珍しい例で、現場のビデオがあるんですよ。普通はないですよ。ほとんど、ありとあらゆる事件で現場のビデオなんてない私は思いますよ。今度はまともに映つていない。そのとおりやつてもいいじゃないですか。革手錠も現物があるじゃないですか。

では、大臣、あれは足で若干押さえていますけれども、大臣は何キロあるか知らぬけれども、九十キロぐらいですか、八十キロですか。(発言する者あり)七十三ですか。(長勢国務大臣)もつと少ない(とつぶ)もつと少ない、六十ですか。(長勢国務大臣)七十かな(とつぶ)七十ですか。では、七十キロ以上で、大臣の体にベルトを巻きつけて引つ張つたら、どうなりますか。ベルトは締まりますか。大臣が寝ておるときを、七十キロ以上で、二人で引つ張れば引つ張れますね、一人でも引つ張れますけれども。どうなりますか。締まりますか。どうなると思う。(発言する者あり)やつてみましょう。答弁してくださいよ。ここは重要なところなんですよ。どえらい重要なんですよ、これは。

○長勢国務大臣 ちよつと責任を持つて答弁できませんけれども、締まるんじゃないんですか。締まらないんですか。

○河村(た)委員 要するに、体重以上の力をかけて引つ張ると体が動くんですよ。そう思うでしょう。締まる部分もあるけれども、体が必ず動きまよすよ、七十キロ以上の力で引くと。そうでしょう。そう思わないですか。

だから、やつてみたらどうですか。ビデオはそうなっているんだから。ビデオに映っている受刑

者の人の体重も全部わかっていますよ。だから、それで引つ張ればいいじゃないですか。それは物すごくわかりやすいですよ。

これは裁判中じゃなくて、こういうことだとやはり転倒事故だ、そういう転倒事故が起きないような対策を今からでも刑務所はとってもらわいかね、全体に。まだ事故が起ることはたくさんあるんですよ。だから、保護房のクッション化も若干やっているけれども、もつと一気にはやらないかねですよ、倒れるといかぬから。そういうことなんです。

それから、病気の人が移送されてきたときはきちつと連絡するように、そういう対策も要るんですよ。例えばてんかんを持っておる方とか、それから飯を十何食、二十食食べていない人もおるわけですが、そういう人はきちつと連絡しないと、異常事態で倒れたりするんですよ。そういうことの伝達をきちつとやるとか、事故かどうかで全然対応が違うんですよ、言っておきますけれども。矯正局長、どうですか。

時間がないので、ちよつと質問し直します。では、とにかく、今のようなことで、大臣に一遍言っておきますけれども、再現実験をできる限りやらないと、これは法務行政を尽くしたことになるません、事故かどうかわからないから。簡単にできます。なぜしないのかだけ一言、言ってください。なぜ再現実験をしないのか。再現実験をしてください。

○長勢国務大臣 最前御説明しておりますように、当時のいろいろな状況の中で判断をしておるわけでありまして、改めてする必要があります事実認定をしておることだと思ひます。

○河村(た)委員 またこれはちよつと、きょうの話じゃないけれども、いいかげんにしておかないかね、本当に。これは一人無罪になっていないけれども、今の鈴木さんの話じゃないけれども、刑務官の皆さん、地獄の思ひですよ。それと、今後、刑務所の中の方にもまことに都合が悪い。今言ったように、事故なら事故で再発防止策をとら

ないかねですよ、刑務所内で事故が起きぬように。

反対に、無事故表彰制度なんてやっておるのいいかどうか。無事故表彰制度があるものだから、みんな事故を隠そうとするわけですよ。そういうこともいいかどうかと、もつと法務行政はやらなにかねことが幾らでもある、刑務所行政は。原因をこんな故意犯にしちやつたから、とてもない方に行つてしまふということですよ。

また今度聞きますけれども、実験をやらずに人を告発して、それと、何と国会で大臣までもが實質に問題があると思ひますよ、本当に。これは私は刑事責任があると思ひますよ、本当に。これだけ言つてもやらない。ばかにしておるのかということですよ。前の幹事長の息子さんだったら、議員は辞職したわな、うそのことを言つたとして。名もない刑務官ならいいんですか、人権侵害があつた可能性をこれだけ言つてゐるのに。

テストですぐわかるんだ。すぐわかる、体が動くから。二人で引つ張ればすぐ動きますよ。こんなことでは締まらない、では、なぜ傷ついたんだと。ちよつと革手錠の、角鉄といひますが、金属部位ですね、これはここになつておつて、倒れると、その真下が切れておるじゃないですか、このところ。締めるところは横なんです。すぐわかるんだ。

名もない刑務官は犠牲になつてもいいんですか。どうですか、大臣。

○長勢国務大臣 先生からはたびたびこの問題で本当に厳しくお話をいただいておりますわけですが、裁判では有罪になつておるということも含めて考えれば、ここで私どもがまるで間違つておつてやり直さなきゃならぬということだけではないんじゃないかと思ひます。

私は、やはり、これからまだいろいろな展開もあるかもしれないけれども、その問題と、刑務所内でのいろいろな問題が起きないようにしなきゃならぬということとは、もちろんそれは当然のことでありまして、この問題の究明がどうかだと

いうだけの問題ではないんだらうというふうに思つてゐます。

○河村(た)委員 めちゃくちゃですね、これは。何か結果が起きたときに事故であつたかどうかをきわめないかねじゃないですか。これは明らかにあなたの職務違反ですよ、悪いけれども。刑務所内で事故が起きないようにするために、なぜ二人亡くなつて、なぜ一人けがしたのか。

次に行きますが、それでは、今度は警察の方に、時間がないものだから、これは、私は、本人というかたまたま車に乗つておつたんですけれども、千葉県である方がシートベルトをつけていなかった、そこでお巡りさんに呼びとめられて、私は後ろに乗つておつたんですけれども、そのお巡りさんが、本人もずつと認めて書いたんですが、指紋を押してくれ、こう言われた。まあいろいろ知つておることもあつて、いや、それは任意でしようと言つたら、いや、決まりだからねと言つたんです、お巡りさんが。この事実は本当です。私が体験していますけれども、一応確認しておきましょう。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。今のお話は符合する事案がございます。御指摘の点は、三月四日に千葉市の花見川区内におきまして、千葉県警の警察官がシートベルトの着装義務違反を取り締まつた際のことであらうと承知しております。

状況につきましては、御指摘のように、これはシートベルトの着装義務違反でございますので、点数切符を作成しようということ、違反者に署名と、それから最初は押印を求めましたが、印鑑はありませんで、かわりに指印を求めたということですが、断られたので、指印のない、署名のみで切符を処理したということですが、その際に印鑑はありますかと尋ねたところ、ありませんというのであります。正確でないかもしれませんが、そういう内容のやりとりをしておるということでございます。

○河村(た)委員 なかなか正直で結構でございます。そのとおりでございます。

ところで、これは決まりでというのはどういう決まりですか。何の決まりですか。決まりだと言われたんですけれども、お巡りさんに。私は耳で聞いておりましたけれども、何の決まりですか、これは。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。切符の処理につきまして、三種類ほど切符はございますが、それぞれにつきまして切符の作成要領を定めておまして、これは警察庁の通達に基づきましてその要領を定めておりますが、その中で、署名のほかに押印または指印を求める、こうなっておりますので、これに従つて警察官は職務執行したということで、そのことを言つてゐると思ひます。

○河村(た)委員 しかし、これは刑法にあると思ひますけれども、記名押印を求めることができる。まず、任意ですからそのう言われましたけれども、そこをちよつと確認させていただきます。

○矢代政府参考人 切符の自認書のところ署名、それから押印または指印を求めますが、当然これは任意でございます。

○河村(た)委員 では、きょう朝いただいたんですが、通達に、署名を求めるものとするといいですか。これは、刑法に準じて、求めることができるというふうに変えるべきじゃないですか。

○矢代政府参考人 通達にもございますように、自認書に署名を求めると自体が任意、こういうふうにして書いておまして、したがつて、任意で署名を求める、その際に押印または指印を求める、こういうことでございます。

○河村(た)委員 何かさつぱりようわからぬ。ようわからぬけれども、このところはちよつと申し上げておいて、要するに任意は任意なんだ、断つてもいいんですね。

○矢代政府参考人 通達にも示しておりますし、

それから当然、これは書くまでもなく任意でござい
ます。

○河村(た)委員 では、断つてもいいんですね。

○矢代政府参考人 お答えします。

断つても結構でございます。

○河村(た)委員 では、これはこのぐらいにしま
すが、その場合には、私は、通達は直すべきだと
思います。求めるものとなつていていますか
ら、現場でそういう実務が行われておるわけ
です。私、本人が見聞きしていますから。これは決
まりだからとみんなやるわけですよ。やはりうそ
はいかぬということです。

最後に、私は議員宿舎の問題をずっと取り上げ
ておりますが、これは、安い家賃で入るとい
うのは、実は民間がやるとフリンジベネフィット課税
で課税されるんですよ、その分。だから、これは
法の平等に反するという事です。公務員の方も
課税されませんけれども、民間の方が十分の一の
家賃で入ると、十分の九は所得とみなされて課税
されるんです。そういうことで、私はこんなのは
憲法問題だと言っております。

それで、参議院の方、衆議院の方の話もして
おりますけれども、それはそれでまたやります
が、今度は参議院の宿舎をつくるについて、これ
はこれで別に自律性に反するわけじゃない、予算
の執行の、私は国民の税金がどう使われるかを
チェックする義務があるので、それで言ってお
るんですが、今度の宿舎について、今までの入居状
況と、それでいくとどのくらい空き室が出る予定
になりますかね。

○諸星参議院参事 お答えを申し上げます。

参議院の議員宿舎は、現在、麹町議員宿舎百四
十六戸と清水谷議員宿舎五十八戸、計二百四戸が
整備されているとでございます。

現在の空き室でございますが、麹町議員宿舎に
おいて二戸、清水谷議員宿舎において十一戸、計
十三戸でございます。

新たに整備いたします新清水谷議員宿舎でござ
います、こちらの方には世帯用宿舎八十戸を整

備するところでございます。

○河村(た)委員 今でも余つておるのに空き室が
ふえるわけですね。そういうことですね。

○諸星参議院参事 新清水谷議員宿舎の整備につ
きましては、現在の清水谷議員宿舎の老朽化に伴
うものでございますが、この老朽化につきまして
は、清水谷議員宿舎が三十二平米と大変狭うござ
います。ふろがないとかそういったふうなことの
中で、新たに七十九平米を整備させていただくも
のでございますが、より世帯用として、先生方の
家族構成とかいろいろあると思いますが、事務局
といたしましては、新たに整備した戸数二百二十
六戸、議員定数二百四十二の九三%程度になりま
すが、お入りいただけるものと考えております。

○河村(た)委員 それから、最後にしますが、議
員の入るところ以外に、何かほとんど、かなりま
あまあの規模の部屋を職員さんが使つておられ
る。これはどうも衆議院にもあるようなんですけ
れども。(発言する者あり)本当なんです、これ。
この新清水谷、これは八十戸ですけども、こ
こはそういうのはあるんですか、職員用のところ
は。

○七条委員長 時間が来ていますから、簡単明瞭
に。

○諸星参議院参事 新清水谷議員宿舎に、いわゆ
る議員の宿舎に職員が入るといことはございま
せん。

今、河村先生がおっしゃった、職員が宿舎にと
いうことでございますが、議員宿舎は議員活動を
行うための施設であり、今申し上げましたよう
に、職員が居住したことはございません。また、
ただいま整備中の清水谷につきましても同様でござ
います。

なお、麹町、清水谷の両議員宿舎における機械
設備でございますとか電気設備のふぐあい、急病
人など、夜間あるいは休日における議員宿舎の緊
急的な事故に対応するため、麹町議員宿舎に附属
する形でその職員の宿舎を三戸設けているところ
でございます。これはあくまでも……(河村(た))

委員「新清水谷」と呼ぶ)新清水谷につきましては
整備する予定はございません。

○河村(た)委員 では、これで終わりますが、な
かなか大変優雅なこととございまして、私は要ら
ぬという立場ですけれども、議員は国民と同じ立
場に立て。議員が質素に暮らすというのは、古今
東西の優秀な政治家の最も基礎的なことです。
以上で終わります。

○七条委員長 次に、大串博志君。

○大串委員 ありがとうございます。民主党の大
串博志でございます。

きょうは、一般質問の時間をいただきましたの
で、時間の範囲内で、法務行政一般についてい
ろ議論させていただきたいと思ひます。

まず初めに、きょう早川委員の方からも議論が
なされましたが、嫡出推定、民法七百七十二条の
問題ですね。

今月初めに法務省の方から、この問題に關して
はかねてからその方針が示されておりましたよう
に、通達が出されました。その内容に關しては、
大ざっぱに言いますと、婚姻が終了した後の懐妊
であるということが医師の証明書で証明できる場
合には、三百日の推定のうち外とする、こういう
ふうな通達でございます。

この通達に關して、きょうも議論になっていま
したけれども、この場合は、離婚が成立する、つ
まり婚姻が解消するといふ時点の後に懐妊したと
いうことを医師が証明できれば、三百日の推定規
定のところは推定ではなくなるといふことでござ
いまして、いろいろな意見が出ています中では、実
際は、離婚の時点より前に婚姻関係がほぼ実態上
は終了して存在しないにもかかわらず、そういう
状態の中で懐妊したもの、これが救えないといふ
ふうな意見がございまして。

実際、法務省の民事局の中において実態調査を
されて、注目されているのはこの一文だと思
うんですね。「家庭裁判所における親子関係事件
の調査によれば、離婚後三百日以内に出生した子
の事実のうち、多くは離婚前に懐胎したと認めら

れる事実であり、離婚後に懐胎したと認められる
事実は一割程度である。」ですから、救われる事実
が少ないのではないかと声があります。

そこで、大臣にお尋ねしたいんですが、なぜ離
婚が成立したかどうかというところでこれだけ高
いバーをつくられたのか、なぜその前後でこう
いう違う取り扱いをつくられたのか、なぜ、離婚
以前に事実上婚姻状態がほぼなくなっているよう
な場合、これを救おうといふふうな結果にならな
かったのか、そこについて大臣の御所見をいま一
度お伺いしておきたいと思ひます。

○長勢国務大臣 民法七百七十二条、嫡出推定と
いう制度は、身分法の根幹にかかわる制度であり
ますし、そしてまた、子の福祉のために親子関係
を早期に確定する、家庭の平和を尊重するという
趣旨からしても、何か、古い法律という表現をさ
れる方もおられますが、今日においても基本的
には維持されるべきものと私は考えております。
したがって、この枠組みの中でまず考えたいと
思つたわけでございます。

それから、よく、救う救わないという言葉がご
ざいますけれども、本来、仮に嫡出推定をするこ
とが困るというか都合が悪いという方は、裁判、
調停手続によつて救われるといふか救済される
という仕組みがあるわけでありまして、問題は、
救う救わないじゃなくて、裁判あるいは調停に行
きたくない、行かなくていいようにしろというだ
けの議論だといふことを、まず国民の皆さんには
理解をしていただかないかと思ひます。

そういう意味におきまして、離婚後で出生をし
たといふことであれば、婚姻中に出生したわけで
はございませんので、これは嫡出推定の枠内で
枠を維持した中で解決できる範囲だろうと私とし
ては考えておりますので、それで、離婚後に懐胎
をしたといふことが証明される場合には、今の現
行法の中で嫡出推定は及ばないという取り扱いを
することが可能であると思つております。

離婚前の話になりますと、これが前であるかと

うかというのを窓口で判断するということは窓口を極めて混乱させますし、まして、今先生がおっしゃったような事案において、これがそうであるかどうかというのを窓口で判断することは極めて困難でありますので、これはやはり、基本的には裁判、調停の手続をとるべきことと思っております。

○大串委員 今大臣がおっしゃったのは、離婚前に懐胎された方を救う救わないという言葉があるけれども、その救う救わないということからすると、裁判、調停手続を経ていただければ救済の道はあるんだということをおっしゃいましたけれども、いろいろな御家庭の事情等々から裁判、調停の過程になかなかいきにくいという方もいらっしゃるのでも、この問題を抱える方の中では、ほぼ九割の方々が離婚前に懐胎されているということ。

その現実を踏まえると、今、現行法制は維持したいというふうなことをおっしゃいましたけれども、その考えを踏まえながらも、あるいはその考えをもう一度ただしていただいて、確かに、窓口で一個一個離婚前の懐胎のケースに関して精査したときに混乱するということはあろうかと思うんです。だから、法のあり方も含めて考えていくということとはやはり必要なんじゃないかと思うんですね。

大臣、私、一つお尋ねしたいんですけれども、離婚前に懐胎されたというふうな今状況がなっている方々の方々に限っては、裁判、調停プロセスでいけばいいじゃないかという、本当にそれだけで済むというふうにお思いでしょうか。私は、それは多くの方々に非常に酷な結果をもたらすような気がするんですけれども、大臣、その点についてもう一度所感をいただきたいと思います。

○長勢国務大臣 いろいろなケースがあるということ、そのとおりだと思います。これはやむを得ない事情がある、社会通念上も法律一点張り

だけじゃちよつとまずいんじゃないかというケースは、ないわけではありません。しかし、その逆を言えば、社会通念上助けてあげたくないという人が救われるということもいいかどうかということ、やはり十分考えなきゃならぬ問題だということに私は考えます。

そういう意味で、私は、基本的に現在の制度は維持すべきものと考えておりますが、しかし、今言いましたように、社会通念上いろいろな関係もあって、考えなきゃならない方が全くおられないということは、私は今責任を持って言えません。与党においても、そういうことを踏まえて、民法の枠内で、立法措置も含めて、考えられるものがあつたら考えようというお取り扱いになつたようでありまして、そのことについては、法務省においても御協力すべき点はしていきたいと思っております。

○大串委員 今、ある一定の含みを持って発言いただいたんだと私は理解しました。すなわち、社会通念上何がしかの手当てといえますか対応が必要だという方もいらっしゃるんじゃないかという御認識の上で、それも踏まえた上で、現行法の枠内ではおっしゃいましたけれども、立法措置も含めていろいろなことを考えていくということも認めておっしゃいました。そこに、今、ある一定の可能性といえますか含みを持たせて言われたというふうには私は理解しましたが、ぜひこの調査結果も踏まえて、救わなければならないという言い方もよくないのかもしれませんけれども、対応しなければならぬ方々が多いうらっしゃるという現実も踏まえて、個々の方々の事情は、やはり非常に大変な御事情もあらわれる方もいらっしゃる、ぜひそこはしっかりと検討を続けていただきたいというふうには私は思います。

次の論点に参らせていただきたいと思います。次の論点は、少年法でございます。またかというふうにも思われるかもしれませんが、少年法、議論はさせていただきます。そして、途中

で審議が強行採決によって打ち切られて、私は補充質疑もさせていただきますけれども、この少年法の問題、きちんと検討すればするほど論点は、この場でも私は申し上げさせていただきます。たけれども、たくさんあります。時間もいたたいて、私も複数回質問いたしましたけれども、それでも覆い尽くせなかつた論点があります。

まだまだたくさんあるんですが、きょうはちよつと時間の関係もありますので、一点だけ、どうしてもこれだけは問わせておいていただきたい点について質問させていただきますと思ひます。

この点は、少年法の議論の中でも私は何度か申し上げたことですが、少年の処遇、改善更生を図るにおいては、法務省そして厚生労働省あるいは文科省等も含めた全体の政治制度の中で対応していかなければならないという論点でございます。これに関しては、大臣も、少年に対する処遇というのは、基本的に厳罰化一本やりではないんだ、社会内処遇も含めてという方向になるんだということとは認めていらっしゃいました。

そこで、そういう目で、いろいろ少年法の今回の改正の内容をきちんと調査してみると、やはりまだまだ疑問点があるんですね。例えば、家庭裁判所に送られた子供たち、家庭裁判所での判断は三種類になるわけですね。一つは保護観察処分、もう一つは児童自立支援施設等々の処遇、三番目に少年院送致。この三つが、どれが一番少年のためにいいかという観点から並び立っている、これが少年の処遇の基本ラインだと思ふんです。こういう目で、今回の少年法等の改正を見ていきます。

そして、今回の少年法等改正の中には、非常にいい論点もありまして、家庭が非常に重要なんだという論点がありました。そういう論点、私は非常にいい論点だと思ふんです。家庭がやはり非常に重要なんです。

そういう点から、今回、改正の内容が含まれておりまして、一つは、「少年院の長は、必要があ

ると認めるときは、少年である在院者の保護者に対し、その在院者の監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げるため、指導、助言その他の適当な措置をとることができ」というふうな、少年院の長が家庭に対して指導助言を行うことができるんだということを明確にした。

もう一つございます。「保護観察所の長は、必要があると認めるときは、全く同じ文章なんです。ね、「保護観察に付されている少年の保護者に対し、その少年の監護に関する責任を自覚させ、その更生に資するため、指導、助言その他の適当な措置をとることができ」と。ほぼ同じ文章です。

私、ふと思つたのですけれども、この間に、処遇としては児童自立支援施設や児童養護施設における処遇があるわけです。ところが、今回のこの法案においては、児童自立支援施設や児童養護施設で処遇を受けている子供たちに対して、同じように、その施設の長なりが、家庭の親等に対して指導助言等適当な措置をとることができ」という文言はどこにもないんです。すっぱり抜け落ちているんですね。

なぜだろう。家庭裁判所における処遇においては三つ並び立って、それが三本の矢のように、どれが一番いいかということがメニューのように選べるようになっていながらもかわらず、今回の法律では、保護観察所、そして少年院、この両端の部分についてのみ家庭に対して指導助言ができるという規定が入っていて、なぜ真ん中のところはすばつと落ちているのか、不思議でならないんです。

大臣、これは何で入らなかったんですか。

○長勢国務大臣 保護者に対する効果的な指導が必要だということは、少年院、保護観察処分においても児童福祉行政においても全く同じだろうと思ひます。

これは厚生労働省から正確にお聞き取りいただいた方がいいのかもしれませんが、児童福祉法においては、児童相談所長が児童の保護者を児童福祉司等に指導させることができるというふうな規

定されており、また、児童自立支援施設に入所した場合にもそういう指導助言が行われているというふう聞いておりますので、そういうこともあつて、今おっしゃったようなことになったのかと思います。

考え方は同じだろうということは、これを審議しました法制審議会においても両省一致した意見だったというふうに向つております。

○大串委員 私、何でもこれを申し上げているかと申しますと、皆さんお気づきになつていられると思いますが、やはり少年の処遇のために全庁一丸となつて対応していかなければならないときに、どうしても省庁の縦割りがあつて、いろいろなものを検討していくときに、ある一定のぼんちのヒットのものが出てきがちなんじゃないかというおそれ、懸念を持つてゐるわけです。

今回のことも、少年院という制度、これは法務省の管轄、そして保護観察所の所管、これも法務省の管轄。ところが、真ん中の、真ん中のこの言い方はおかしいですけれども、真ん中に書かれている児童自立支援施設や児童養護施設に関する管轄は厚生労働省。こういうふうに分かれてゐるがゆえに、ぼろつと、ある一定、法律をつくる際に、全体像としてならなかったんじゃないかという気がしてならないわけです。

私は、法案をつくられていく中において、十分な議論があつた上で、児童自立支援施設や児童養護施設に関しては、少年院と保護観察所の長に關してはほとんど同じ書きぶりなので、同じような書きぶりは要らないんだということがきちんと検討された上でやられてゐるのならいいんですけど、今大臣も、厚生労働省の方に聞いていただいた方がいいかもしれませんとおっしゃいましたが、法案の提出者は大臣でいらつしやいますから、完全な像をつくつていかれるのは法務省が主導してやられていかなきゃならないんじゃないかと思うんですね。

大臣、その点に関しても、いま一度、どうです

か。これは、きちんと検討された上で、この点は要らないんだというふうな判断だったんでしょいか、ぜひもう一度お聞かせください。

○長勢国務大臣 当時の立案のプロセスは、具体的に細かく存じ上げませんので間違つておるかもしれないが、おっしゃる通りに、いろいろな問題で、私は役人上がりですから、各省の縦割りは、悪いことばかりではありませんが、悪いこともあるというところはそれとありまして、恐らく、今先生の御希望どおりにしようと思つれば厚生労働省の法律を附則で改正するということになるんでしようけれども、これは事実ではないかもしれないから、ここだけというわけにいきませんけれども、間違つたらごめんなさいで申し上げますと、面倒だからやらなかったのか必要がなかったのか、こういう議論をしたのか、私は、そういう点、正確には承知をいたしております。

ただ、先ほど言いましたように、法制審議会等でも、御指摘いただいた厚生労働省の担当の方々も、保護者に対する指導が大事だということと、はきちんと共通認識でこの立法に御協力いただけてまいつたということは事実でございます。

○大串委員 私、次に項目として外国人労働者の受け入れの問題等々もお尋ねさせていただこうと思つていただいても、法務省で管轄されている案件というのは、法務省だけで完結する案件ではない案件がたくさんあると思つておられます。

ですから、法務省で法律改正などを考えられる際には、他省庁も十分巻き込んだ上で、考えを盛り込んで、必要に応じて他省庁の法律も一緒に変えていくということもしつかりやつた上で全体像をつくつていかなきゃならない例というのは、実はたくさんあるんだと思つておられます。

今、法制審議会の話をされました。法制審議会にいろいろな他省庁の方も来ていただいて議論されているんだと思つておられます。本間に、その器の中で他省庁の意見もきちんと取り込まれて、取り込まれようと努力はされているんでしようが、取り込まれた

上で、必要な改正、他省庁法案に関しても必要なものはどうかということもきつちり検討された上でやられているのかどうかというのが、私、ちょっと疑問なところでありまして。

ぜひ、これからいろいろな法律改正も起こるでしょうから、そういうときには各省の法律改正事項に關しても十分に、法務省の検討の中、法制審議会でもいんですけれども、法制審議会でもどういう場でも、他省庁の検討項目というのは本間に必要なのかどうかということはやはり取り入れていただくようにしていただかないといけないと思つておられます。

そこで、厚生労働省の方にお尋ねしますけれども、では、このときに、児童自立支援施設、児童養護施設に処遇されている子供たちに対して、ここに書かれてゐるような、少年院もしくは保護観察所の親、家庭に対する指導助言、これと全く同じような条文が必要ないと判断されたことを、どういうふうな法案策定作業の中で盛り込まれていったのか、その過程についてどういう関与があつたのかについてお答えください。

○村木政府参考人 今お尋ねの件でございますが、児童自立支援施設でございますとか養護施設に入所する児童につきましては、少年法の改正以前から、もともと児童福祉法の第二十七条に、児童相談所、実際には児童福祉司がやることが多いんですが、これが保護者の指導をすることができると規定がございまして。そういう意味では、もともと規定がきちんと整備をされていたということでございます。

また、特に施設に入所中の児童につきましては、この施設そのものが、児童福祉法の四十四条、児童自立支援施設は四十四条に基づくものでございまして。その中にも規定がございまして、施設長が、児童の家庭の状況に応じて、保護者の指導等を含めて家庭環境の調整を行うというのがむしろ施設の機能そのものになつておりますので、そういったことでやっております。

そういう意味では、今回、少年法の改正に合わせる法改正をする必要がなかったということでございます。むしろ、こういうことの必要性については、私も厚生労働省も、当時は担当課長だつたと思いますが、法制審の議論にも参加をさせていただいて、その重要性について述べさせていたところでございます。

○大串委員 今、そもそ先行してやつていたというふうな意見がありましたけれども、少年法の中には、家庭裁判所、保護者に対する措置という条項ももともと入つていたりするんですね。それに対して、重ねて、今回、少年院と保護観察所に対しては、ダブルで、家庭に対する指導助言というのをあわせて、全く同じ条文でやつてゐるんですね。いろいろな条文でもうやられていたということかもしれないけれども、少なくとも検討として、では、同じような横並びのことをやつていかなきゃいけないんじゃないかというふうな感じといたした検討はやはりやつていただきたかつたなという感じが私はするんですね。

これをなぜ申し上げてゐるかというと、私も昔は役人でありましたから、財務省時代に、金融をめぐる関係の法制に關して法務省の方々といろいろ議論する機会がありました。実感として感じるのは、それは両省の責任ではあると思つておられるけれども、うまく連携がとり得ていないなと思つておられると、それは両省の責任ではあると思つておられると、うまいましく連携がとれれば、これは両省の責任だと思つておられるけれども、うまいましく連携がとれればもう少しいい法律体系がつけられるのになと思つたことは多々あります。

こういう実体験もあるものですから、あえて今回、少年法が多々ある残された論点の中で、一つこれだけは今回議論させていただいたわけでございます。こういう他省庁との連携の件については、これから一般質疑で質問させていただく中で幾つか出てくると思つておられますけれども、繰り返しまだ指摘させていただきたいというふうに思います。

これは最近、経済財政諮問会議などでも、少子高齢化の時代、労働者不足の時代、経済成長をどう考えていくのかという観点からも非常に大きな論点となっています。特に、人口減少時代を迎えて、労働者がどうしてもパイとして少なくなっていく。こういう中で、外国人労働者の受け入れというのは非常に重要な論点になっていくと思うんですね。

ところが、外国人労働者の受け入れということ
を考える際にいろいろな副次的効果もあります。
治安の問題とか、あるいは文化の問題や、いろ
ろな問題があると思います。経済社会全体にわた
り得る問題です。ですから、先ほど大臣に私が申し上
げたように、法務省だけで考えられるマターかと思
うと、本当に政府全体を含む広いマターだと思
うんですね。

この点について、今、人口減少時代を迎えて外国人労働者の受け入れが必要になってきているという意見が強くなってきている状況にあるんだと思うんですね。こういう状況を踏まえて、大臣としてはどういう御所見をお持ちなのか、お聞かせただけたらと思います。

○長勢国務大臣 入管行政を預かる立場ではありますけれども、若干私の個人的な感覚を申し上げさせていただきますと、人口減少社会だから外国人労働者という視点で物を考えるだけというのはいいささかいかかと思っております。

まず、日本の経済力は日本人で守るのが基本であり、例えば高度な専門知識等々について国際社会の中でいろいろな方々に協力してもらうとか、来ていただいて一緒にやるということは必要でありますけれども、労働力そのものを他国に依存しているという発想自体はいささかいかかかと思っています。

しかし、さはさりながら、現実にはどうも、すべてではありませんけれども、一部には、日本人がいないからではなくて、日本人は働かないから外国の労働者を雇いたいという方もおられる。また、そういう方々がいないと、仮にそこに、近場に日本人の失業者がおられても経営が成り立たない、来ないし働かないという人もおられるわけで、そういう実態も踏まえて考えるべきことは考えなきやならぬかなとは思っております。

この問題についていろいろ各方面で御議論があることは承知をいたしておりますが、受け入れをどうするかどうかの前に、まず受け入れた場合、現在もある意味では研修・技能実習生等々、受け入れ制度があるわけで、その方々の入国、在留の管理の仕組みをきちんとするということが大前提で、それがあってこそ次の議論になるんだろう。それは、それなりにいろいろな議論を踏まえて結論を出していかなきゃならぬ時期かなというふう

に思っております。

○大串委員　もうちょっとクリアカットに私はお尋ねしていきたいんですけども、思想あるいは物の考え方、社会に対する態度というのは、非常に重要な価値観みたいなものが反映される政策分野だと思っんですね。

今、大臣は自分の考えも含めて申し上げればというふうにおっしゃいました。まず総体の御意見を聞かせていただきましたけれども、あれと私が出国管理基本計画の第三次のものの中は「人口減少時代への対応」という項目が一項目ちつと立てられています。これは初めて「人口減少時代への対応」ということで一項目新しく立てられた項目であります。三次の計画の中で初めてです。

どうですか、大臣。大臣の物の考え方、どういうふうな検討をこれから法務省においてされているかとされていこうとされているのかということをきちんと知るためにも、今の大臣の御答弁とここに書かれていることはちよつと違うような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○長勢国務大臣 今、そこに書かれておるようなことだけで議論するのはいかがなということを申し上げたわけで、当然、人口減少社会になっていくことが社会の背景にあつて、そのことが、私が先ほど申し上げた観点にも大きな影響を持つてゐることも事実でありますし、そのときに問題になるのが、検討するべきところは、高度専門分野についてはもう世界に冠たるオープンな国でありますから、検討する分野というのはそれ以外のことろしかないわけで、それを検討しないとなつたら何ももしなくなるわけで、それを検討することを書いてあるわけでありまして、そのときにどういふ観点から議論していくかというのはいろいろな御意見があります。

私が今申し上げましたようなことだけとは、私も自分の言ったことだけとは申し上げませんけれども、世間の議論では意外とそういう観点が抜けているんじゃないかなという気がいたしておりますので、申し上げます。

○大串委員　大臣の御意見は今の発言の中でよくわかりました。ですから、そういう御意見も踏まえた上で、私、ちよつと全部きようは聞き切れませんでしたけれども、先ほどおっしゃいました外国人労働者の問題というのは他省庁も非常に大きく含む、技術的な問題だけじゃなくて、かつ、思想的、社会的なことも含む大きな問題ですね。そういうふうなことを検討する体制が政府としてできているのかという点も含めて、今後また一般質疑の中で議論をさせていただきたいというふうに思っています。

ありがとうございました。

○七条委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党の保坂展人です。

長勢大臣にまず一般論でお聞きをしていきたいんですが、このところ、規範意識だとか道徳心とかいうことをめぐって、衆議院の教育三法をめぐる特別委員会で議論をしています。

タクシーに乗れることはあると思うんですけども、例えば、羽田空港でタクシーに乗った、いろいろ電話がかかってきて電話をしていた、お金を払っておいた、そういうやっているうちにそ

の電話を忘れてしまったというお客さんがいて、そのことに運転手さんが気づいて、お客さんを追いかけて、お客さん、忘れていますよとお渡しをする、あるいはタクシーに乗る方で章書と持ってくる、あるいは

する。あるいはタクシードに乗る方が阿害を持つて
いる方がいらつしやいますよね、では、どこまで
来てくれというときに、ちょっと悪いけれどもそ
この入り口のところまで手をかしてくれませんか

といつて、一種、障害を持っている方を介助して、運転手さんがそちらに行かれるというようなことを大臣はどう思われますか。

○長勢 国務大臣 非常に日本人らしい優しい心根だと思います。

○保坂(展)委員 いや、ところが、この二つのケースとも、羽田空港で、お客さん、ありがたう運転手さんといって受け取って、いい気持ちでタ

クシーに帰ってきたら、デジカメで撮られていた。いわゆる駐車違反ですね。ということで、これは取り締まりの対象になる。

それから、やはり身体に障害のある方を入り口まで介助して、いわば送り届けるということにも、また撮影をされて、これは違反ということになっていくような件で、実は、昨年、この委員会でも、この制度が導入されることについて懸念を幾つか述べてきたんですが、きょう、警察庁に来ていただいていますので、いわゆる違反として挙げられた車両がこの一年間ぐらいで、昨年六月から始まっていますね、例えばこの間、全国でどのぐらいなのか、そのうち、例えば、タクシーが占める割合などはわかりますか。

○矢代政府参考人 申し上げます。

新制度施行の昨年六月からことし三月までのこれは十カ月間ということになりますが、全国の放置車両確認標章取りつけ件数、総数が二百三十八千四百八十九件でございます。一日当たりになりますと、約七千六百件でございます。

それから、新制度施行後におきます放置車両確認標章取りつけ件数のうち、タクシーに係るものですが、これは営業用の普通乗用車ということで把握しますと、ハイヤーなども入りますが、おおむねタクシーということで見ていきますと、七千九百六十二件でございます。

○保坂(展)委員 今のようないケース、法務大臣にちょっと考えていただいたようなケースについて、弁明ができるというんですけれども、この弁明が認められる場合、これは取り締まりに値しないという場合は、どういう場合があるんでしょうか。

○矢代政府参考人 申し上げます。

これは、弁明と申しますのは、確認標章を取りつけた後で、放置違反金の納付命令を行うわけでございますが、それに先立って、弁明の申し立ての文書を送ってもらうということになります。一つには、放置駐車違反に係る何らかの事実誤認によりまして放置違反自体が成立しない場合でこ

ざいまして、これは例えば駐車禁止の除外車両であったということで、駐車できるということであります。そういうものがございます。

それからもう一つは、車の実質的な使用者でなかったという点でございまして、車の売買により持ち主がかわったのに、まだ変更届をしていないような場合があります。そうしますと、違反日時におきましてはその車両の名義人が既に実質の使用でなくなっていたという点で、あと、似たようなものでは、盗難車であったものでござい

ます。それから三つ目が、不可抗力によるなど、その放置駐車違反を使用者の責めに帰すことが社会的に見て相当性を欠くという点で、これはケースはごく少ないと思いますが、私も承知しております。これは、運転者が運転中に体調不良となり、車両を放置して救急車で病院に運ばれた、そのまま入院してしまったというような事例でござい

ます。○保坂(展)委員 今ちょっと長い答弁がありまして、たけれども、私が指摘したようなケースというのは、運転者がぐあいが悪くなってではなくて、ぐあいが悪くなった人がタクシーに乗って、タクシーの中でさらに余り客体がよくなくて、運転手さん、ちょっと肩をかしてくだいというって、ではマンションの何階かまで行ったというときに、ばちつとやられた。これが除外できないというこ

とはとてもおかしいんじゃないかという議論を、実は警察庁ともこの間ちょっとしているんです。そういつた指摘の中で、これまで、障害を持

っている方が、その運転をする車両に与えられていた標識ですか、これを障害を持つている方が自分で携行できる、自分で持てるといふふうになった

ので、家の人だれもいなかったという場合はどうなるかという点で、家の人だれもいないと、運転手さんがそれを持ってまた届けに行かないといけないわけですね。

これはどうですかね、法務大臣。美しい国を目指している内閣ですけれども、日本人の美徳という助け合いなり、特に、これは高齢化社会の中で、障害のある方などに手をかしたり肩をかすということは、合理的な理由として、今後考えてみたらどうかと思います。いかがですか。これは規範意識とか法秩序以前の問題かなと思います。○長勢国務大臣 おっしゃるとおりだと思います。

最近、自分だけいいとか、もうかればいいというやつばかりになって、日本人らしい美しさが失われてきたことが今言ったような制度を生んでいるのかなとさえ思うくらいでございまして、やはりそういう人を思いやる心を大事にする社会にしたいものだと思います。

○保坂(展)委員 法務大臣の非常にわかりやすい答弁をいただいたと思います。

警察庁、例えば子ども一〇番とかやっているんです。タクシーでも。いわゆる、いろいろな不審者が、声かけ事案とかがあつて、やはり警察官だけでは目が届かないというときに、例えばタクシーのドライバーが、これはちょっと危ないなとタクシーをおりて、ちょっと、何やってるんですかといつて注意をして、子供からその人は去つて保護するといふようなことを後で報告する、そういう役割を果たしたとします。それで民間監視員は撮っちゃうんですね、わからないから。ガイドラインがないんですね。これは、今の法務大臣の答弁を受けて、よく相談してもらえませんか。

○矢代政府参考人 申し上げます。

手順といましては、放置違反金納付命令を出す前に弁明書を出してもらうわけですが、これは、実は、放置違反金の納付命令などは、行政手続法でいいますと、事前手続の要らないものでございまして、それで、納付命令をした後で、異論があれば申し立てを受けられることとござい

ます。したがって、納付命令をするに当たりまして、さつき申し上げましたような事実誤認、それから、名義人が違つておつたというか、明らかに、これを排除せぬといふか、そういうものについて、事務の適正を期すために、その段階でやっているものでございます。

したがって、その後、放置違反金納付命令を課して、実際に取るかどうかというときに、その判断になりますと、それは……

○七条委員長 矢代局長、大臣の答弁を受けてというところでござい

ます。○矢代政府参考人 ということでございます。

○保坂(展)委員 法務大臣は、まさに社会的常識の範囲、例えば、この制度で取り締まりを受けた車両の中で、霊柩車はないということなんです。霊柩車はさすがにないんですね。

例えば、交通事故が目の前であつて、ちょっと笑い事じゃない、要するに、かなりけがをした、危ない状態でひっくり返った自転車のおばあさんか何かを見た。そうしたら、救護をしますよね。これをやっているうちに、いろいろ電話したり、何だというとき、これを違反にするというのは、通常、社会通念上あり得ないことなんです。

ですから、私は、羽田空港で、お客さんの携帯があつたけれども、これを持って走っていくと、十メートル以上、十五メートル走るとデジカメでやられるなどという社会をつくっちゃいけないんじゃないかと思うんですね。

今、警察庁は、手続の中でいろいろ異議申し立てできますよといふことをおっしゃいました。ただ、大変らしいんですね、実際に警察署に何回も行った。ですから、お客さん、忘れ物とい

うふうに渡したり、障害を持っている方に肩をかけたというところが、民間監視員の現場レベルで、それこそいい社会にしていくなかにお互い助け合うという風を育てようじゃないかということとを、ちよつと大臣から、少し警察庁と相談してください。

○長勢国務大臣 所管外でございますけれども、おっしゃっていただけることはよく理解できることであります。

具体的にどういうふうなやり方があるのかは、それはもう警察庁に考えてもらうしかありません。そういうことで、なるべく優しい世の中にしていくなかと思ひます。

○矢代政府参考人 警察も、優しい社会を目指し、それを支えている立場でございます。

したが、いまして、その御趣旨のところは、私も十分にわかるわけでございますが、ただ、それがどこのようにできるかにつきましては……(保坂(展)委員「それ以降はいい。相談してください」と呼ぶ)はい。それはまた、御意見をちよつといただいたいと思ひます。

○保坂(展)委員 では、ぜひ実のある話し合いをして、障害を持っている方、急病人の方をタクシードライバーが心置きなく助けることができるというふうにしていただきたいと思います。

次に、ちよつと最高裁の総務局長に来ていただきましたが、私、実は民事裁判を十六年やつたという経験がございまして、知る人ぞ知るなんです、内申書裁判という裁判をやりました。

そちらの代理人の方から、東京高裁の裁判長をされた石川義夫さんという方が、「思ひ出すまま」という本をれんが書房新社というところから出されているという話を聞きました、最近取り寄せて読んでみたところ、非常におもしろかったのは、これは、判決、私は負けたんですね、見事に。負けまして、その後、激励の声が相次いだ、その激励の声はというと、年長者、戦中派の人たちからだった、娘さんとか娘婿さんからは、生徒が生徒の内申書の中身についてきちつと知る権利という

のはやはりあるべきじゃないかという声があり、報道なども、ちよつと判決を批判するようなトーンのももあつて、いろいろ考えた書いてあるんですね。ジェネレーションギャップの大きさに驚いて、自分がいずれ去るべき老兵なのかなということを実感させられた。これを読んで、法廷では決してあり得ない、二十数年前の裁判長の印象を思い浮かべていたんです。

この本の中で、ちよつとそういう裁判官の人間的な面みたいなことを感じたんですけれども、このところ、二月から、裁判所の予算執行についてお尋ねをしていましたけれども、いわゆる裏金というふうなものが、裁判所には、かつてもなかったし、今もないということではよろしいんでしょうかね。

○小池最高裁判所長官代理者 突然のお尋ねでございますが、現時点でそういうことはないというところは、現時点で申し上げられます。

○保坂(展)委員 これは、昭和三十七年、一九六二年に、この石川義夫さんは、最高裁の総務局長計課長、今もいらつしやいます、元ですかね、主計課長ですか、されたんですね。総務局長時代という思い出が書いてあるんですね。

当時の総務局長は栗本一夫さん、これは最高裁判事にその後なられる方です。石川君、ちよつとつき合え、銀座の某クラブ、三原橋のすし屋などで放歌高吟するという毎日、そのツケは主計課に回ってくるのである、ツケは会議費ということとで処理されたが、私も国民の血税がそのように無駄遣いされるのに耐えられず、先輩の矢口元課長に相談した、そのような総務局長室での習慣は矢口氏の総務局長時代に始まつたと思つたからだと書いてあるんですね。矢口氏は、自分の営繕課長時代に大幅な増額があつて、予算は十分あるから心配するなということであつたと。

この矢口さんというのは御高名な方だという記憶があるんですが、どういふ方ですか。

○小池最高裁判所長官代理者 これも突然のお尋ねでございますが、かつて営繕課長をやつた裁判官ということになりますと、その後、最高裁の長官をされた矢口洪一であろうと考えます。

○保坂(展)委員 この矢口洪一さんは、昨年、惜しくも亡くなられたということですが、裁判官生活の三分の二を背広で過ごし、最高裁の七局中五局までを経験、いわばミスター最高裁というふうな言つていい方だと思ひます。

さらに思い出の回顧録は続いて、総務局長の人間が大蔵省主計局の予算担当の主計官、主査、事務官のもてなしをするのはしばしば、事務総長以下の総務幹部が大蔵省主計局幹部や自民党法務部会の会員など国会関係者をもてなす場があつた、築地の一流料亭から銀座のキャバレーなど各所に及んだ、こう書いてありますね。かなり前です、かなり前。

感想はどうですか、総務局長。

○小池最高裁判所長官代理者 私、その本もまだ拝読いたしておりませんが、今そのお話が事実かどうかはわかりませんが、そういうことがあつたなら、それは何とも今の価値の尺度からいへばまことに遺憾なことであると考える次第でございます。

○保坂(展)委員 もう一点、二百十四ページに、かなり総務局長が長く、今の最高裁の建物を建てるのにも非常に活躍されたそうですね、石川さんは。そして、総務局長の勤務を、最高裁の建物を建てる大事業もやつて、山形地裁の所長になります。これは昭和五十年ですね。そのときの思い出があるんですね。これをちよつと御紹介します。

さらにある日、地裁事務局長が一冊の大学ノートを抱えて私の前にあらわれた、そのノートは職員の出張によつて蓄えた裏金の出納を記載したもので、それに私の承認印を求めたのである、びつくりして、すぐに事務局長に対し、即時そのノートを焼却すること、その金は君を信用して君に任せるから、私の承認をとるに及ばない、今後

空出張はできる限りさせないこと、各方面との交際にはできるだけ地味にすること、今後毎月自分のポケットから交際費に充てるため金一万円を提出する旨を伝えた。そういう、焼却しろというあたりです。

その後があります。各省庁の出先や弁護士会、調停協会などとの交際に裏金で補つていたのは事務局長の立場からはやむを得なかつたんだらう、月一万円も焼け石に水だったかもしれないが、野方図な裏金づくりにブレーキをかける効き目はあつたのではなからうか、こうあるんですね。

いつごろまでこういつたことが続いていたんでしょうか。どうでしょう。

○小池最高裁判所長官代理者 突然のお尋ねでございますが、私、裁判所に身を置いておまして、今から十数年前、いわゆる旅費問題というものが裁判所にございまして。今委員御指摘のような、出張をしていないのに出張命令の判を押して、そのお金を今おつしやつたようなものに使つたのかもしれない。私、詳しくは存じませんが。

ただ、それは各所でも大変指導をされて、それは裁判所、そのときにすべてこの問題は是正して、以後はそういうことは一切ない、現時点においてもないということでございます。

○保坂(展)委員 私は、ことしの予算委員会からこの法務委員会にかけて、広報費の問題をずつとお聞きしました。少なくとも最高裁判所については、厳格な上にも厳格にやっていると聞いています、極めて意外だったり、契約の内容はおかしいんじゃないかということをする申し上げました。

もう時間がありませんけれども、株式会社電通に対して、契約が第三者丸投げじゃなかつたのかということ、地域力活性化研究室、こちらの方が電通からさらに仕事をとっている状態であるということについて、四月十日付で株式会社電通からお答え状というのが来たということ、もらいました。

これによると、株式会社電通と地活研の協力を得てイベント運営に必要な実務作業を行っていますが、この作業について弊社と地活研は連合会事務局の一部として機能していますので、契約書に違反する第三者への委託、下請には該当しないというふうに書いてあるんですけれども、契約を結んでいるのは株式会社電通であって、細かく指摘しませんが、非常に苦心されてつくられた文章だと思えますが、私はちよつといろいろな矛盾を感じております。最高裁としては、これでいいと思っているのか。

これは二年目の平成十八年度ですかね、こちらの予算執行については、この内容も含めて、今請求書は来ているのか、それとおり払うのか、その点について伺います。

○小池最高裁判所長官代理者 裁判所といたしましては、裁判所と電通とで請負契約を結びましたが、その成果物は適正に納められているということで、請負債務は履行されている、こう考えております。

そういう前提に立つて、私どもも四月十日付で電通から契約金額と同額の請求書を受け取りました。それを受けまして、請求金額どおり、四月十七日に支払い手続を結了しまして、支払いを終えた次第でございます。

○保坂(展)委員 ということは、その請求書並びにそういった内訳の書類も提出をしていただきたい、この言い分を了としたということで確認してよろしいですか。

○小池最高裁判所長官代理者 まず、この回答書は、電通と地活研それから連合会事務局とのいわば三者の関係のところに触れているものでございまして、そこは三者の内容、中身のことでございまして、そこはそういう事実として承る。

私ども、請負契約は裁判所と電通とで結んでおりまして、電通が、連合会及びそれに実際関与しました地活研とかそういうところと協力して事業をなし、債務を履行したということで、私どもとしては、裁判所と電通との契約関係においては、

きちんと債務が履行されたので、それをもって私どもは、これは適正な支払いが可能であるという判断に立つて支払いの手続に入ったということでございまして。

○保坂(展)委員 きょうは、私にも思い出深い石川元裁判長の本を引いてお話をいろいろ聞いたというの、この中で、最高裁長官まで務められた矢口さんが、私が営繕費をふやしたんだ、だから大丈夫だ、こういう仕切りを、非常に古い話ですがけれども、当時はされていたということ、それから、今回、裁判員制度広報費、二年間、翌年度も含めて二十七億円、一年目は二億円余っている、二年目は一億三千万円余っている、しかしそれは、ある程度は国庫に返納したけれども、ある程度は目の中で流用した、こういう話なんです。

裁判所の経理というのは、私が信じていたほどどうも厳密ではなかったし、いや、かつてはもつといわば幅広で、今は厳密になってきているのかどうか、そのあたりが連続線上にあるのかないのかというのを知りたいんです。これは古い本ですけれども、一体どういふことだったのか、一度しっかり検証していただいて、そこはもうこの段階で断ち切れている、先ほど裏金の問題をちよつと言われましたけれども、検証していただいけませんか。

○小池最高裁判所長官代理者 委員御指摘の石川義夫氏が書かれている事柄というのは、恐らく昭和三十五年前後のことでございましょうから、今それを検証するよすがというのとはなかなかないかと思えます。ただ、今委員がお持ちの本は、私も今後拝読させていただきます、考えなきやいない事柄かどうか検討したいと思えます。

それから、現時点、広報予算の関係につきましては、多数回にわたりました御質問をちよつといたしましたが、私どもとしましては、執行差額というものは目という中で運用しておりますので、それは財政法上許された事柄であると思っております。

委員御指摘の会議費云々の問題は、これは御指摘をまつまでもなく、事実ならば、適正なことであるとは思われません。ただ、その点につきましては、先ほど申し上げましたように、雑駁な記憶で申しわけありませんが、裁判所にとっては非常に衝撃的な出来事であった旅費問題、その機会に大変な見直しをいたしまして、それ以後、そういうことは、手前勝手な言い方ですが、裁判所らしい潔癖を持つてそのところは見直したと私は考えております。

○保坂(展)委員 答弁は要りませんけれども、私はことしも予算委員会であらう、与党からもこれはおかしいじゃないかという声が出ましたけれども、十四億円についているんですね。それについても、過去と同じように、幾ら使ったのか使わないのか、余った分はどこに行っちゃったのかどうなのか、予算の構成上わからない状態ですと聞いているんですよ。やはり、それはまずい。それこそ、血税ですよね、その血税を、幾ら余したのか、国庫にどれだけ返納したのか、どの項目にどういふふう流用したのか、しっかりと委員会が答えられるようにことはやってください。それを強く委員長にも要望したい。

○小池最高裁判所長官代理者 委員の御指摘を踏まえまして、従来答弁しておりましたのは、予算の仕組みからして、余ったお金はその目の中に、大きな財布に戻りますので、一対一の対応を詳細に申し上げることはできないと申し上げました。ただ、いわば大数観察的にそれがどういふふう動いたという、それはアバウトな話かもしれないが、そういうものをこういった場で御説明を求められましたときには、私どももわかりやすい形で御説明できるような努力をしてみたいと存じます。

○保坂(展)委員 終わります。ありがとうございます。

○七条委員長 次回は、来る十六日水曜午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律
刑法明治四十年法律第四十五号の一部を次のように改正する。

第二百八条の二中「四輪以上のものを削る。」

第二百八条第二項を次のように改める。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(刑事訴訟法の一部改正)

第三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三百六条の三第三項第一号中「第二百一十一条第一項」を「第二百一十一条」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第四条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第九十九条の二第四項第二号二及び第九百八条の四第三項第三号中「第二百一十一条第一項」を「第二百一十一条第二項」に改める。

(道路交通法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に道路交通法第八十四

条第一項に規定する自動車等の運転に関しこの法律による改正前の刑法第二百十一条第一項（附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪を犯した者に対する前条の規定による改正後の道路交通法第九十九条の二第四項第二号及び第百八条の四第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「第二百十一条第二項」とあるのは、「第二百十一条第二項の罪、刑法の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）による改正前の刑法第二百十一条第一項（刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）とする。

理由

自動車運転による死傷事故の実情等にかんがみ、事案の実態に即した適正な科刑を実現するため、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年五月二十一日印刷

平成十九年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F